

食料の持続的な供給に関する法制化について

MAFF

Ministry of Agriculture,
Forestry and Fisheries

農林水産省

2025年8月
新事業・食品産業部

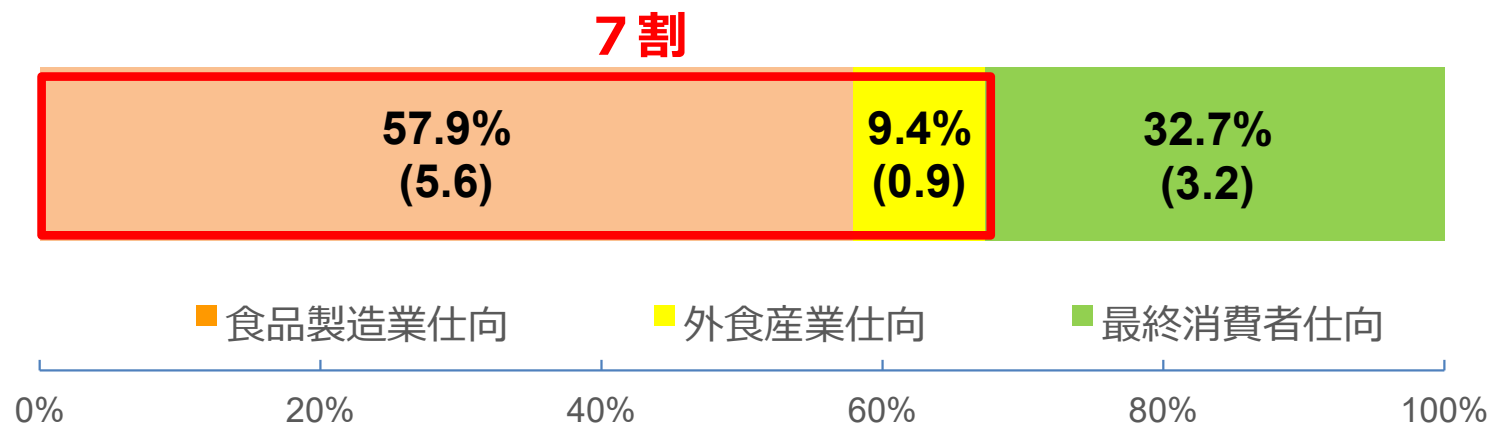
目次

- 1 合理的な費用を考慮した価格形成・・・・・・・・・・ 11
- 2 持続的な食料システムの確立・・・・・・・・・・ 26

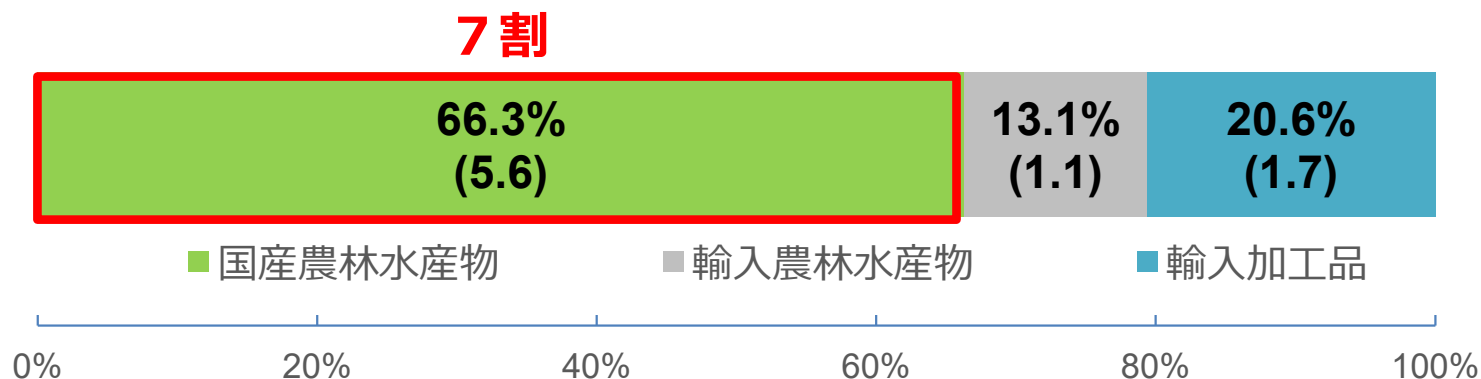
食料システムにおける食品産業の位置付け（国産農林水産物の仕向け先としての役割）

- 国産農林水産物の仕向け先の約 7 割は、食品製造業・外食産業。
- 食品製造業における原材料（農林水産物・加工食品）のうち約 7 割は、国産農林水産物。

■ 国産農林水産物の用途別仕向け割合（2015年）



■ 食品製造業の加工原材料調達割合（2015年）



参考：農林水産省「平成27年（2015年）農林漁業及び関連産業を中心とした産業連関表」

注：（ ）内は金額で、単位兆円

食料システムにおける食品産業の位置付け（地域の雇用）

- 食品産業の就業者数は**833万人**。全産業の就業者数の**約12%**を占める。
- 各都道府県において、数ある製造業の中でも、**食品製造業は従業員数の割合が高い**。特に、**北海道や九州**など1次産業が盛んな地域において**高いシェア**を占めるなど、食品産業は地域経済を牽引する重要な産業。

○就業者数（2024年）

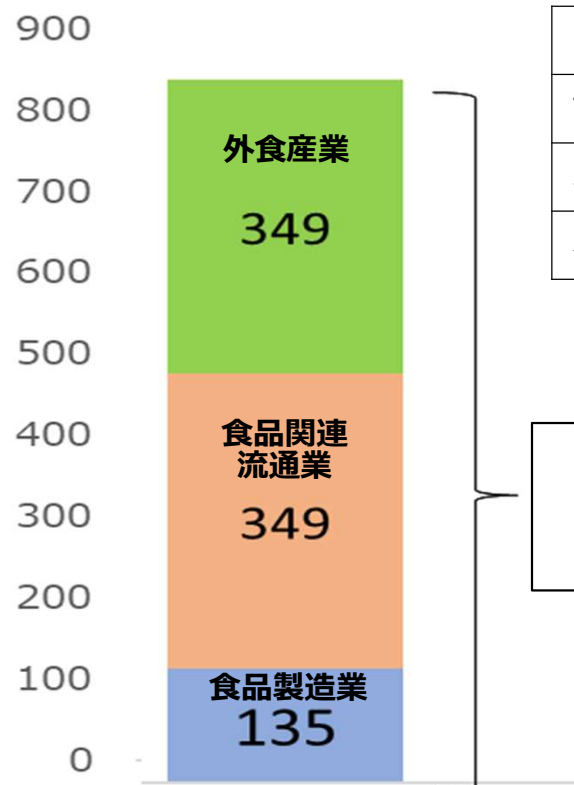
（万人）

（産業別の就業者数）

	就業者数
サービス業	2,683万人
卸・小売業	1,045万人
製造業	1,046万人

**食品産業
833万人
(12.3%)**

【参考】全産業
6,781万人

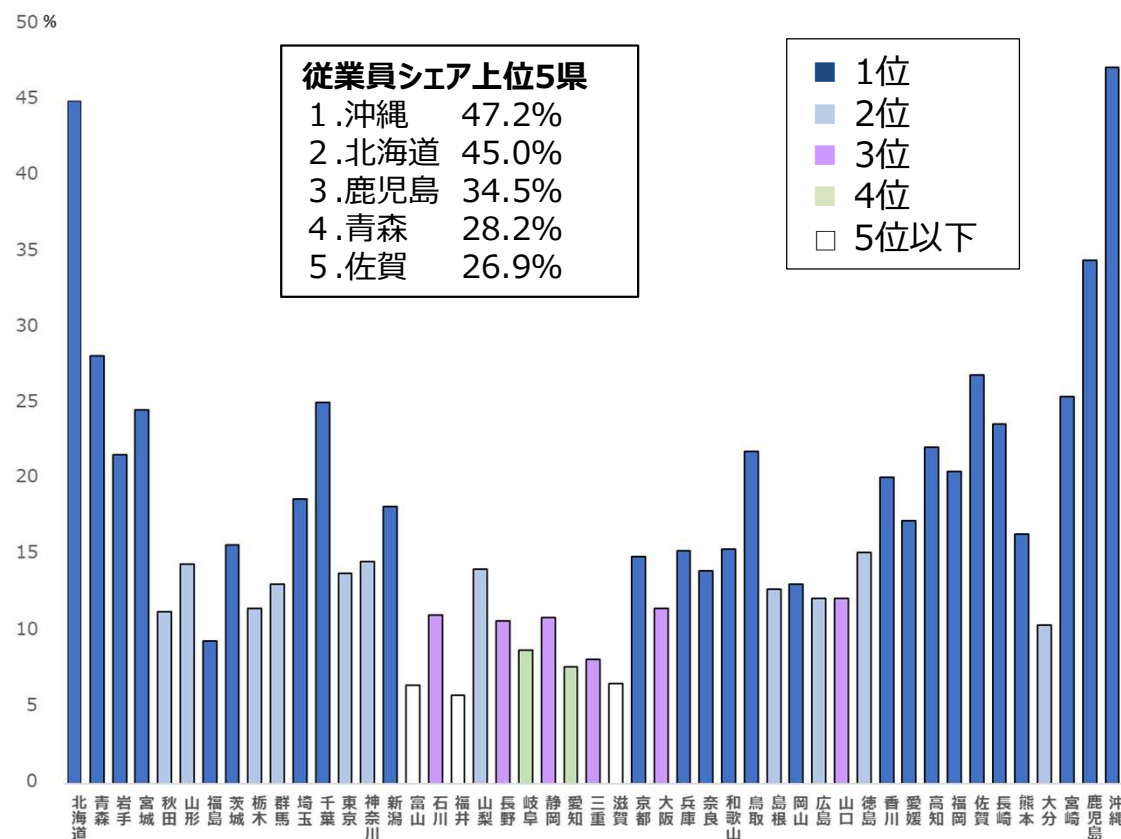
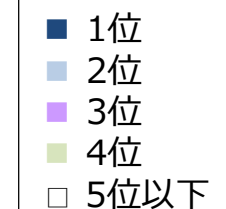


○各都道府県の全製造業における食品製造業の従業員数のシェア（2021年）

50 %

従業員シェア上位5県

1. 沖縄	47.2%
2. 北海道	45.0%
3. 鹿児島	34.5%
4. 青森	28.2%
5. 佐賀	26.9%



出典：総務省「労働力調査」より農水省作成

注：サービス業は、「学術研究，専門・技術サービス業」「宿泊業，飲食サービス業」「生活関連サービス業，娯楽業」「教育，学習支援業」「医療，福祉」「複合サービス事業」「サービス業(他に分類されないもの)」の合計。食品製造業は、「飲料・たばこ・飼料製造業」を含まない。

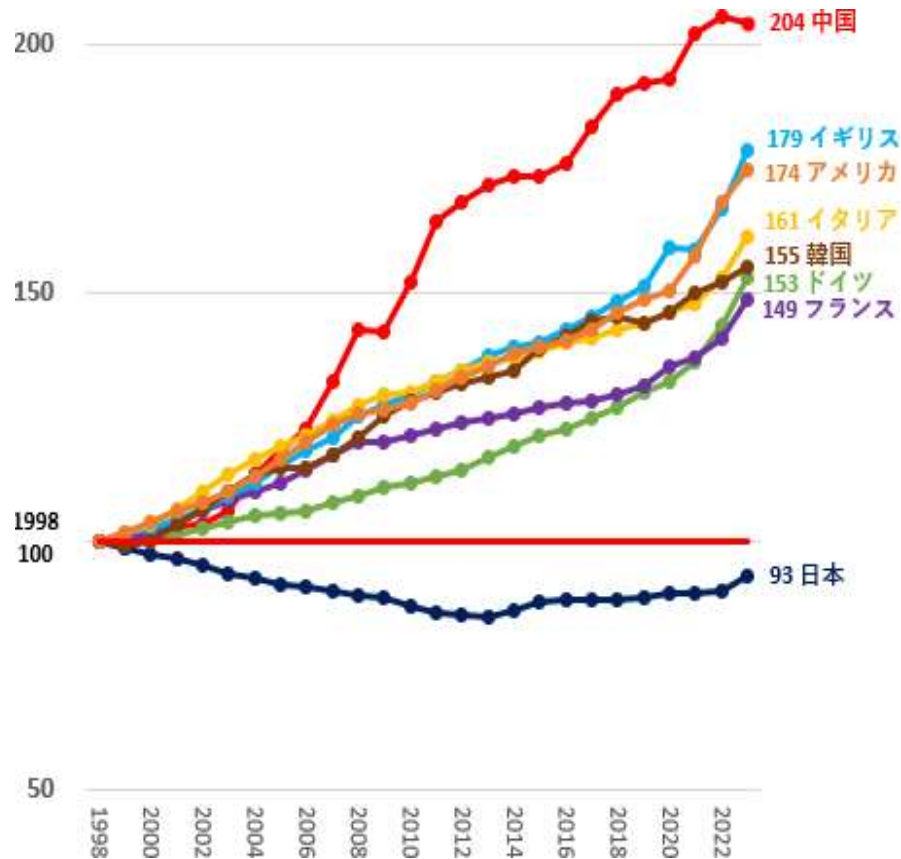
出典：経済産業省「令和3年経済センサス-活動調査」

注：1) 産業別集計（製造業）「地域変」のうち、従業者4人以上の事業所に関する統計表の数値
2) 食料品製造業には、飲料・たばこ・飼料製造業を含まない。

長期的な物価の動向

- GDPデフレーター（国内経済全体の物価動向）は、1998年以降、各国で上昇するも、日本では**下降傾向**で推移している。
- 食料の**消費者物価指数**は、長期のデフレ下にあつて、低位に推移していたが、2014年以降上昇傾向に転じ、**2020年以降急騰**。

○各国におけるGDPデフレータの推移 (1998年=100)

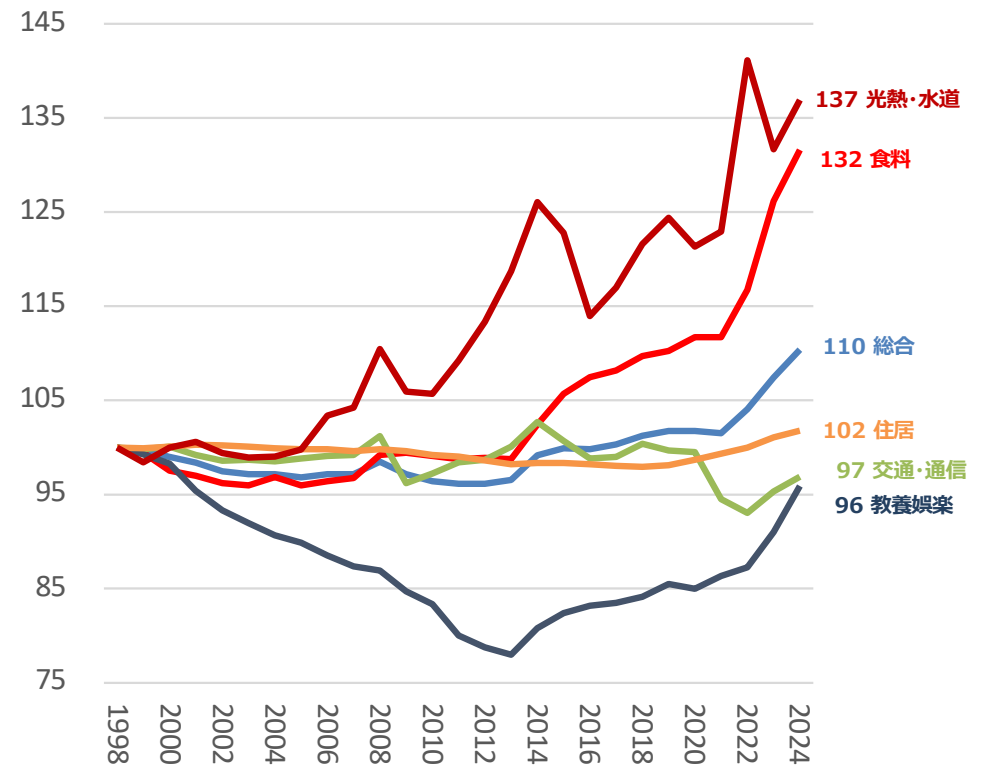


資料：THE WORLD BANK

注1：GDPデフレーターとは、(名目GDP) / (実質GDP) × 100で計算される、消費だけでなく、設備投資や公共投資なども含めた国内経済全体の物価動向を表す包括的な指標。

注2：資料では2015年=100とされているものを、1998年=100といて計算。

○消費者物価指数の推移 (1998年=100)



資料：総務省「消費者物価指数」(2020年基準消費者物価指数)

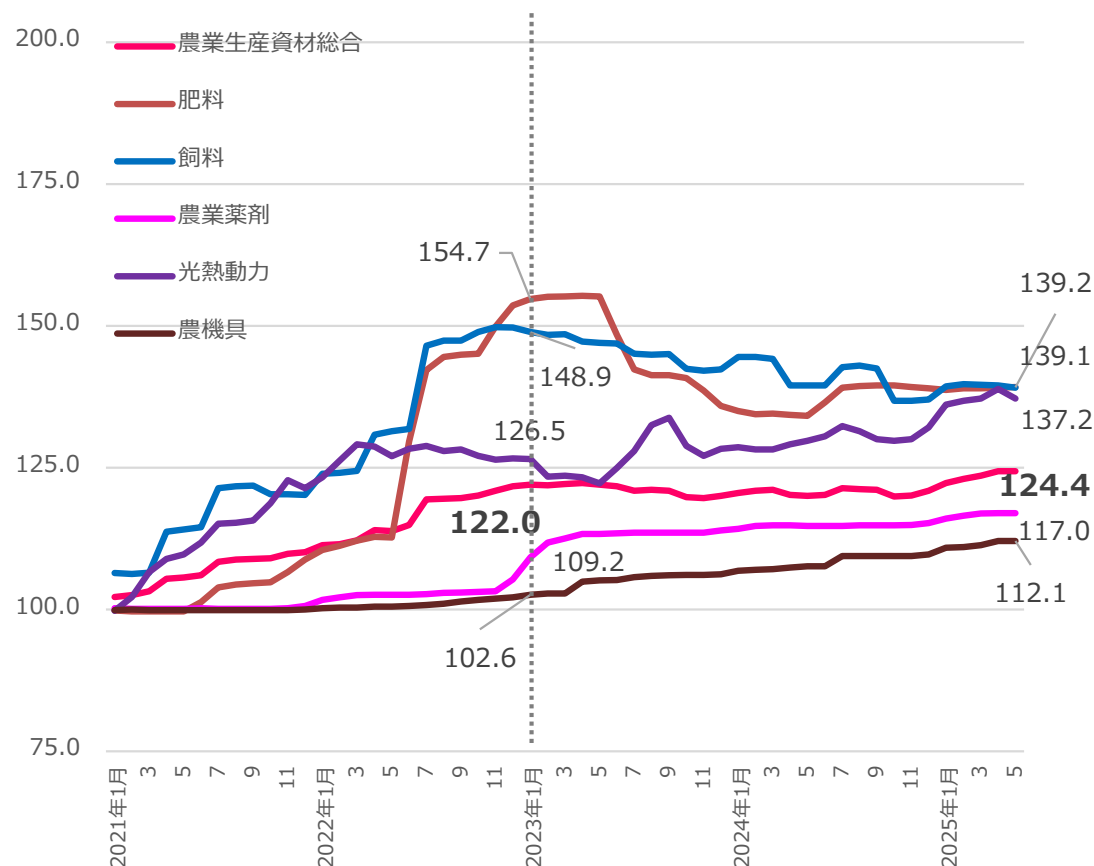
注：資料では2020年=100とされているものを、1998年=100といて計算

農業生産資材・農産物価格の動向

- 農業生産資材の価格は、2021年頃から上昇傾向。特に肥料及び飼料の価格指数は、**2022年に急上昇**。
2023年以降も引き続き高水準で推移。
- 農産物の価格は、鶏卵を除き、2022年の資材価格の上昇に遅れながら、**2023年後半以降上昇**。野菜、果実は
変動が大きい。

【農業生産資材価格指数の推移】（2020年＝100）

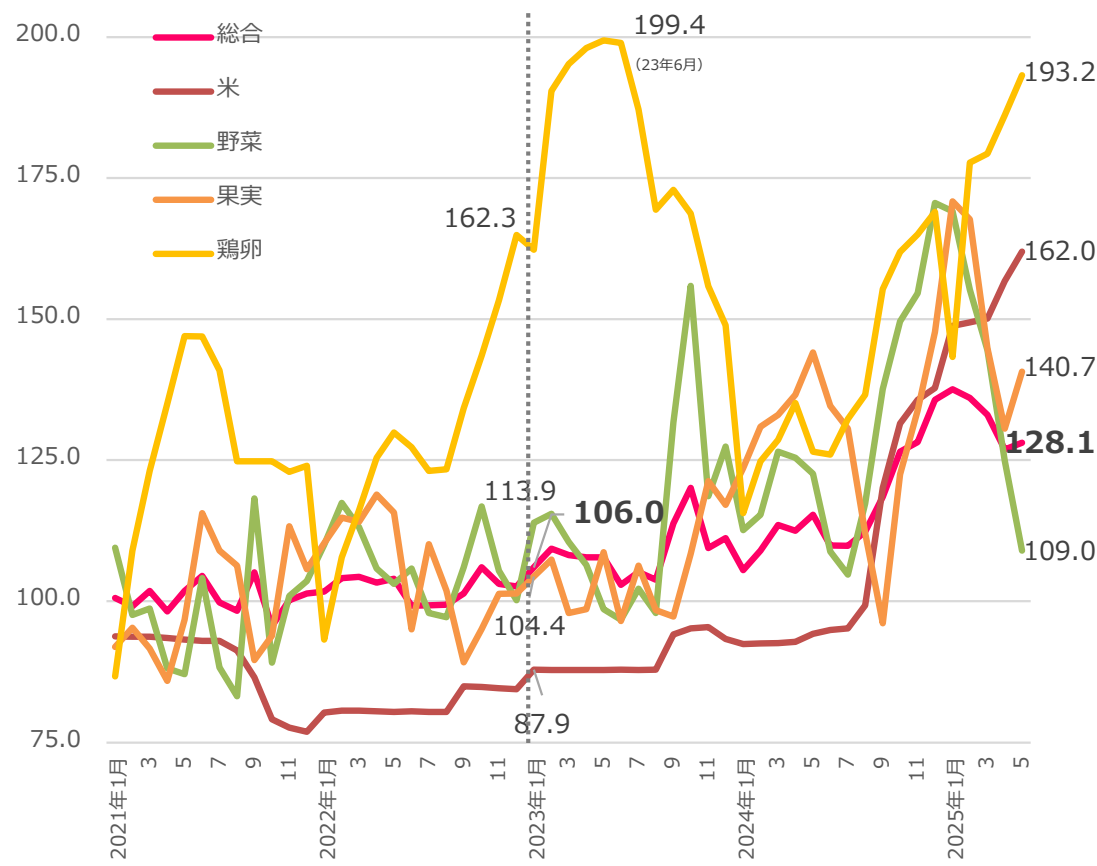
（農業経営体が購入する農業生産資材の価格を指数化したもの）



資料：農林水産省「農産物価統計（2020年基準）」を基に作成

【農産物価格指数の推移】（2020年＝100）

（農業経営体が販売する農産物の価格を指数化したもの）



資料：農林水産省「農産物価統計（2020年基準）」を基に作成

食料・農業・農村基本法の一部を改正する法律の概要



背景

- 近年における世界の食料需給の変動、地球温暖化の進行、我が国における人口の減少その他の食料、農業及び農村をめぐる諸情勢の変化に対応し、**食料安全保障の確保、環境と調和のとれた食料システムの確立、農業の持続的な発展のための生産性の向上、農村における地域社会の維持等**を図るため、**基本理念を見直すとともに、関連する基本的施策を定める。**

法律の概要

食料安全保障の確保

- (1) 基本理念について、
 - ①「**食料安全保障の確保**」を規定し、その定義を「**良質な食料が合理的な価格で安定的に供給され、かつ、国民一人一人がこれを入手できる状態**」とする。
 - ②国民に対する食料の安定的な供給に当たっては、**農業生産の基盤等の確保が重要**であることに鑑み、国内への食料の供給に加え、**海外への輸出**を図ることで、農業及び食品産業の発展を通じた**食料の供給能力の維持**が図られなければならない旨を規定。
 - ③**食料の合理的な価格の形成**については、需給事情及び品質評価が適切に反映されつつ、**食料の持続的な供給が行われるよう、農業者、食品事業者、消費者その他の食料システムの関係者によりその持続的な供給に要する合理的な費用が考慮されるように**しなければならない旨を規定。
- (2) 基本的施策として、
 - ①**食料の円滑な入手（食品アクセス）の確保**（輸送手段の確保等）、**農産物・農業資材の安定的な輸入の確保**（輸入相手国の多様化、投資の促進等）
 - ②**収益性の向上に資する農産物の輸出の促進**（輸出産地の育成、生産から販売までの関係者が組織する団体（品目団体）の取組促進、輸出の相手国における需要の開拓の支援等）
 - ③**価格形成における費用の考慮のための食料システムの関係者の理解の増進、費用の明確化の促進等**を規定。

環境と調和のとれた食料システムの確立

- (1) **新たな基本理念として、食料システムについては、食料の供給の各段階において環境に負荷を与える側面があることに鑑み、その負荷の低減が図られることにより、環境との調和が図られなければならない旨を規定。**
- (2) 基本的施策として、**農業生産活動、食品産業の事業活動における環境への負荷の低減の促進等**を規定。

農業の持続的な発展

- (1) 基本理念において、**生産性の向上・付加価値の向上により農業の持続的な発展が図られなければならない旨を追記。**
- (2) 基本的施策として、効率的かつ安定的な農業経営以外の**多様な農業者による農地の確保、農業法人の経営基盤の強化、農地の集団化・適正利用、農業生産の基盤の保全、先端的な技術（スマート技術）等を活用した生産性の向上、農産物の付加価値の向上（知財保護・活用等）、農業経営の支援を行う事業者（サービス事業体）の活動促進、家畜の伝染性疾病・有害動植物の発生予防、農業資材の価格変動への影響緩和等**を規定。

農村の振興

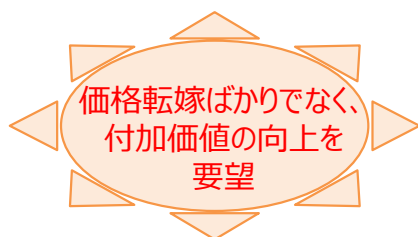
- (1) 基本理念において、**地域社会が維持されるよう農村の振興が図られなければならない旨を追記。**
- (2) 基本的施策として、**農地の保全に資する共同活動の促進、地域の資源を活用した事業活動の促進、農村への滞在機会を提供する事業活動（農泊）の促進、障害者等の農業活動（農福連携）の環境整備、鳥獣害対策等**を規定。

施行期日

公布の日

合理的な費用を考慮した価格形成と持続的な食料システムの確立の一体的な検討

- 合理的な費用を考慮した価格形成に関する議論では、単にコスト上昇による価格転嫁を促すばかりでなく、**国産原材料の活用**や、有機農産物等を通じた**環境負荷の抑制**等により、**付加価値の向上**を併せて促進することを求める声。
- このため、**合理的な費用を考慮した価格形成**と、**持続的な食料システムの確立**を**一体**の取組として併せて検討。



合理的な費用を考慮した価格形成

- ① コストの把握・明確化
- ② コストを考慮した取引の実施 等

持続的な食料システムの確立

- ① 農林漁業者との安定的な取引関係の確立
 - ② 流通の合理化
 - ③ 環境負荷低減等の促進
 - ④ 消費者の選択への寄与
- ※ ①～④には、技術の開発・利用の推進、事業再編を含む。

合理的な費用を考慮した価格形成を実現

食品の付加価値向上等の取組を促進

消費者の理解を得ながら、食料の持続的な供給を実現

食料システム法の概要 （食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律及び卸売市場法の一部を改正する法律）

食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律の一部改正

○ 題名

「食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律」に改正。

○ 目的

食品等事業者が食料システムにおいて農林漁業者と一般消費者をつなぐ重要な役割を果たしていることに鑑み、食品等事業者による事業活動の促進と食品等の取引の適正化をもって、農林漁業及び食品産業の成長発展並びに一般消費者の利益の増進に資する旨規定。

1 食品等事業者による事業活動の促進

（１）食品等事業者が、次の事業活動に関する計画を作成。

① 安定取引関係確立事業活動

（農林水産業と食品産業の連携強化）

② 流通合理化事業活動（流通の効率化、付加価値向上等）

③ 環境負荷低減事業活動（温室効果ガスの排出量の削減等）

④ 消費者選択支援事業活動

（持続可能性に配慮した物の選択を消費者が行うことに寄与する情報の伝達等）

※ ①～④には技術開発利用、事業再編を含む。

（２）農林水産大臣が認定した場合、支援措置を実施。

① 日本政策金融公庫による長期低利融資

② 農業・食品産業技術総合研究機構の研究開発設備の供用

※ このほか、税法にて、中小企業経営強化税制、カーボンニュートラル投資促進税制等の税制特例

2 食品等の取引の適正化

（１）農林水産大臣が、食品等取引実態調査を実施。

（２）飲食料品等事業者・農林漁業者は、次の措置を講ずるよう努力。

① 持続的な供給に要する費用等の考慮を求める事由を示して

協議の申出がされた場合、誠実に協議。

② 持続的な供給に資する取組（商慣習の見直し等）の提案があった場合、検討・協力。

（３）農林水産大臣が、事業者の行動規範（判断基準）を策定。

（４）農林水産大臣は、次の措置を実施。

① 適確な実施を確保するため必要な場合、指導・助言を実施。

② 実施状況が著しく不十分な場合、勧告・公表を実施。

（勧告の実施に必要な場合、報告徴収・立入検査を実施。）

※ 不公正な取引方法に該当する事実がある場合、公取委に通知。

（５）農林水産大臣が、取引において、通常、費用を認識しにくい飲食料品等を指定。その費用の指標の作成・公表等を行う団体を認定。

卸売市場法の一部改正

○ 中央卸売市場・地方卸売市場の開設者は、指定飲食料品等、その費用の指標等を公表。



- 令和7年3月7日に、食料システム法案が**閣議決定**。
- 4月17日から、衆議院本会議及び農林水産委員会において審議。
- 5月15日に、**衆議院**本会議で採決され、**可決**。
〔賛成会派は、自由民主党・無所属の会、立憲民主党・無所属、日本維新の会、国民民主党・無所属クラブ、公明党、日本共産党、有志の会。〕
- 5月30日から、参議院本会議及び農林水産委員会において審議。
- 6月11日に、**参議院**本会議で採決され、**可決・成立**。
〔賛成会派は、自由民主党、立憲民主・社民・無所属、公明党、日本維新の会、国民民主党・新緑風会、日本共産党、沖縄の風。〕



【指定品目】

- 指定飲食料品等については、認定指標作成等団体が公表するコスト指標を活用した取引の適正化の必要性等を踏まえ、食料・農業・農村政策審議会等での議論を経て、順次対象品目を定めること。特に、現在食料システムの関係者が一堂に会して協議が進められている**米、野菜、飲用牛乳、豆腐・納豆**については検討を速やかに進め、対象品目として定めること。（衆・参 附帯決議）

【費用の考慮・商慣習見直し】

- 持続的な食料供給の実現を図るためには、**持続的な供給に要する費用の考慮**や納品期限の緩和を始めとする**持続的な供給に資する商習慣の見直し**を進めることが**重要**であることから、こうした取組が食料システムの幅広い関係者において実施されるよう、食品等取引実態調査をきめ細かく行い、実態を把握した上で、農林漁業者や食品等事業者に対する指導・助言等を適切に実施すること。（衆・参 附帯決議）

【消費者理解】

- 持続的な供給に要する費用の考慮や商習慣の見直しには、消費者の理解が必要不可欠となることから、本法で措置されている食品等事業者による消費者選択支援事業活動や、国による普及啓発活動等の実施などを通じ、**官民一体で消費者の理解醸成に努めること**。（衆・参 附帯決議）

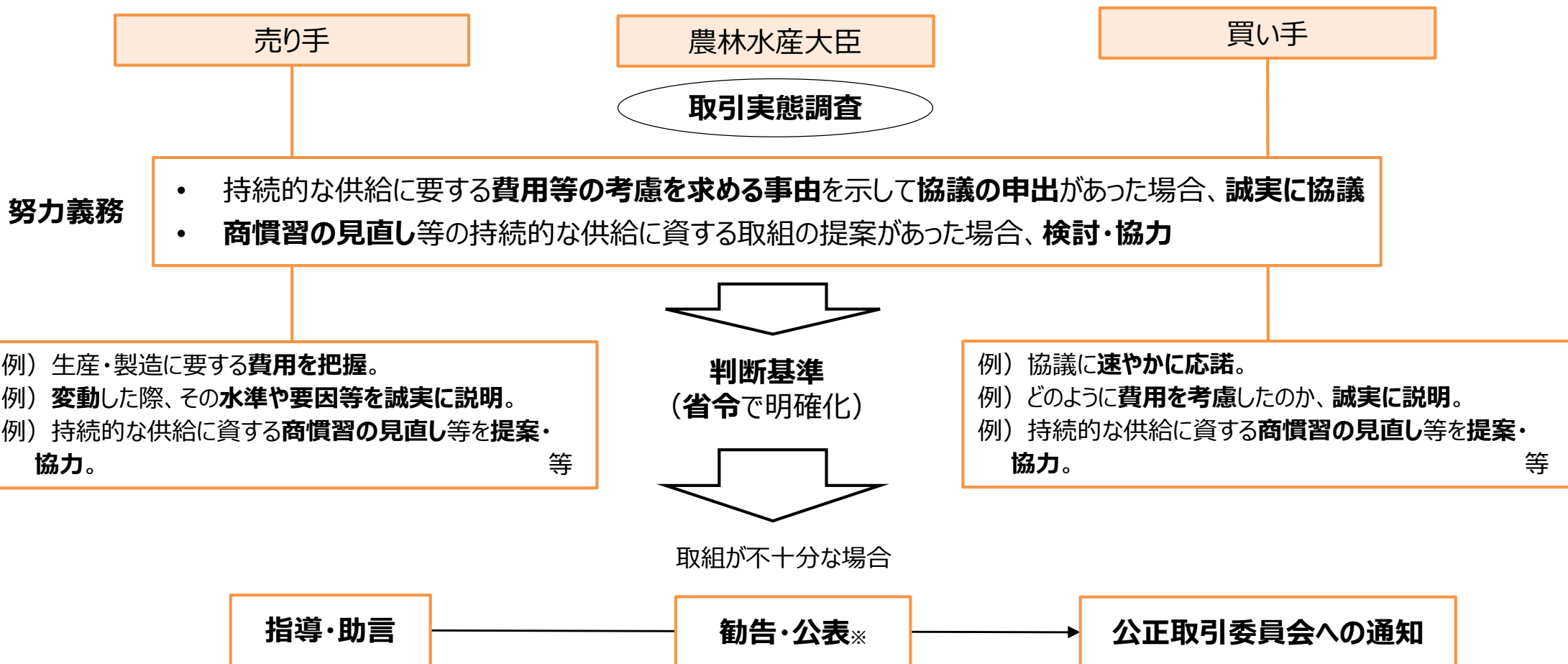
1 合理的な費用を考慮した価格形成



規制措置（全体像）

- 最終的な取引条件は**当事者間で決定**という自由主義の前提を維持した上で、飲食料品等事業者等の「**努力義務**」を明確化。
 - ① 持続的な供給に要する**費用等の考慮を求める事由**を示して**協議の申出**があった場合、**誠実に協議**
 - ② **商慣習の見直し**等の持続的な供給に資する取組の提案があった場合、**検討・協力**
- 農林水産大臣が、努力義務に対応した「**行動規範**」（**判断基準**）を省令で明確化。取組が不十分な場合等は、**指導・勧告**等。

【新たな仕組み】 需給や品質を基本としつつ、**合理的な費用を「考慮」** ～規制措置の導入～



※ 勧告に必要な限度において、報告徴収・立入検査（罰則あり）を実施。



- 令和7年10月以降、食料システム法に基づき、食品等の取引の適正化が図られるよう、食品等の取引の状況、取引条件に関する協議の状況などの実態を把握するため、新たに、食品等取引実態調査を実施。

食品等取引実態調査（概要）

- ・ **調査対象** 食品等の取引を行う食品等事業者、農林漁業者等
- ・ **調査内容** 食品等の取引の状況、取引条件に関する協議の状況等
 - アンケート調査 全国約2万の事業者に調査票を送付（Webによる回答）
 - ※調査先は、業種、企業規模等に偏りがないよう選定（無作為抽出）
 - ヒアリング調査 全国の事業者から広くヒアリングを実施
 - （問題となりそうな事例、他社の参考になる改善事例・優良事例などを聴取）
- ・ **調査時期** 令和7年10月頃～

※ 調査結果は、取りまとめの上、個社を特定できない形で公表予定。

※ 調査結果に基づき、食品等事業者及び農林漁業者に対する指導・助言を行うほか、今後の施策の見直し等に活用。

➤ 今後、アンケート調査、ヒアリング調査の協力依頼が届いた際には、御協力をお願いします。

規制措置の流れ



- **食料全般**に関して、**実態調査**を実施。努力義務・判断基準に照らして取組が不十分な場合、**規制措置**を実施。

《取引実態調査》 ○ **食料全般**に関する実態調査に基づき、費用、取引価格等を把握。

《努力義務》 ～規制措置として導入～

- 持続的な供給に要する**費用等の考慮を求める事由**を示して**協議の申出**があった場合、**誠実に協議**。
- **商慣習の見直し**等の持続的な供給に資する取組の提案があった場合、**検討・協力**。

《判断基準》

売り手	買い手
～詳細は省令で規定～	

《指導・助言》 ○ **適確な実施を確保**するため必要な場合、当該食料関係事業者を対象に指導・助言を実施。

《報告・立入検査》 ○ 勧告に必要な場合、報告を求め、立入検査を行い、実態を詳細に把握。

《勧告・公表》 ○ **実施状況が不十分**な場合、実態の改善を勧告。勧告に従わない場合、**事業者名**、勧告した旨を**公表**。

《公正取引委員会への通知》 ○ **不公正な取引方法に該当する事実**があると考えるときには、公正取引委員会に通知。

《参考》 不十分な取組のイメージ

- 判断基準に照らして取組が不十分な場合の**代表的な適用対象**は、以下のようなものを想定。

【価格交渉の拒否】

- 売り手からコスト上昇やコスト指標の変動を理由とした価格交渉を申し入れたにも関わらず、**協議に一切応じない**。
- 費用の考慮に関する見解について説明を求めても、**一切回答がない**。
- 価格交渉に際し、**過度に詳細な費用の内訳の提出**を求められ、費用の考慮の状況に関する見解について説明がない。



【補助金等を理由とする値引き要請】

- 売り手の支援を目的とした国による**補助金等の支援措置**を理由とした**当該支援分等の値引き要請**を行う。



【納品価格の一方向的な決定】

- 消費者の値頃感等を理由として、**コストを著しく下回る価格**での納入を**一方向的**に求めることが**常態化**している。



【商慣習の改善に対する一方向的な非協力】

- 人手不足、物流コストの上昇等を背景とした納品頻度の削減等に対し、**商品で常時棚を埋めることを過剰に優先し、一方向的に協力しない**。





判断基準に盛り込むべき事項についての検討項目

○ 今後、判断基準に盛り込むべき事項として、以下に掲げる項目を検討中。

判断基準の検討項目

1 事業者としての取組方針の明確化 誠実協議 商慣習

- 法第36条各号に掲げる措置に関し、事業者としての取組の方針を明確化するとともに、従業員への周知など当該取組の実施のために必要な措置を講ずること。
- 本社（経営トップ）の関与（労務費指針）

2 協議の申出に当たっての根拠の説明 誠実協議

- 協議の申出に当たっては、公表資料、認定指標作成団体が公表するコスト指標その他を用いて、供給に要するコストなど「考慮を求める事由」の根拠となるべき事項を説明すること。

3 協議の速やかな開始 誠実協議

- 取引の相手方から協議の申出がされた場合には、速やかに協議を開始すること。
- 取引の相手方から定期的な協議の要請があった場合には、取引上の慣行に応じて適切な頻度で協議を実施すること。
- 要請があれば協議のテーブルにつくこと（労務費指針）



判断基準に盛り込むべき事項についての検討項目

- 今後、判断基準に盛り込むべき事項として、以下に掲げる項目を検討中。

判断基準の検討項目

4 協議における公表資料の尊重 誠実協議

- 協議においては、公表資料による説明は、合理的な根拠があるものとして尊重すること。
- 指定飲食料品等については、認定指標作成団体が公表するコスト指標による説明は、合理的な根拠があるものとして尊重すること。
- 説明・資料を求める場合は公表資料とすること（労務費指針）

5 協議における必要な説明等の実施 誠実協議

- 協議においては、費用の考慮の状況その他の取引の相手方が求めた事項について必要な説明又は情報の提供を行うこと。
- 必要に応じ考え方を提案すること（労務費指針）

6 協議において説明なく取引条件の一方的な決定を行わないこと 誠実協議

- 協議において取引の相手方が求めた事項について必要な説明又は情報の提供を行わず、価格その他の取引条件を一方的に決定することを行わないこと。
- 合理的な根拠を説明せず、
 - ・ コストを著しく下回る納入価格を一方的に決定すること
 - ・ 補助金等を理由に納入価格の引下げ（減額）を一方的に決定することなどが上記に該当する。
- 協議を適切に行わない代金額の決定の禁止（改正下請法第5条第2項第4号）



判断基準に盛り込むべき事項についての検討項目

○ 今後、判断基準に盛り込むべき事項として、以下に掲げる項目を検討中。

判断基準の検討項目

7 持続的な供給に資する取組の提案についての検討等 商慣習

- 取引の相手方から、持続的な供給に資する取組の提案がされた場合には、速やかに必要な検討及び協力を行うとともに、当該提案をした取引の相手方の求めに応じ、その検討状況等について必要な説明又は情報の提供を行うこと。
- 持続的な供給に資する取組の提案に該当するものの例示は、以下のとおり。
 - ① 納品期限の緩和についての提案（1/3ルールの見直しの提案）
 - ② 発注を早期に行うことについての提案（リードタイムの延長の提案）
 - ③ 日付逆転品の納品禁止の見直しについての提案
 - ④ 賞味期限等が混合した商品の納品禁止の見直しについての提案
 - ⑤ 欠品に伴う金銭的ペナルティの見直しについての提案
 - ⑥ 標準仕様パレット（11型パレット）その他の標準化された規格に適合するパレットの使用についての提案
 - ⑦ 物流に係るデータの標準化の実施についての提案
 - ⑧ 納品頻度（回数）の削減についての提案
- 納品期限を緩和すること、発注を早期に行うことその他の食品廃棄物の発生の抑制の円滑な実施に資する措置の実施に努めること
(食品リサイクル法判断基準)
- 標準仕様パレットその他標準化された規格に適合するパレットを使用することその他の措置により、荷役等の効率化を図ること
- 物資の流通に係るデータの標準化を実施することその他の措置により、効率化のための取組の実施の円滑化を図ること
- 貨物の受渡しを行う日、時刻等の集約を図ることその他の措置により、貨物の出荷量等の適正化を図ること
(物流効率化法判断基準)



判断基準に盛り込むべき事項についての検討項目

○ 今後、判断基準に盛り込むべき事項として、以下に掲げる項目を検討中。

判断基準の検討項目

8 協議の申出等を理由とする不利益取扱いを行わないこと 誠実協議 商慣習

→ 取引条件に関する協議の申出又は持続的な供給に資する取組の提案がなされたことを理由として、当該取引の相手方に対して、取引数量の削減、取引の停止その他の不利益な取扱いを行わないこと。

➤ 労務費の転嫁を求められたことを理由として、取引を停止するなど不利益な取扱いをしないこと（労務費指針）

9 交渉記録の作成 誠実協議 商慣習

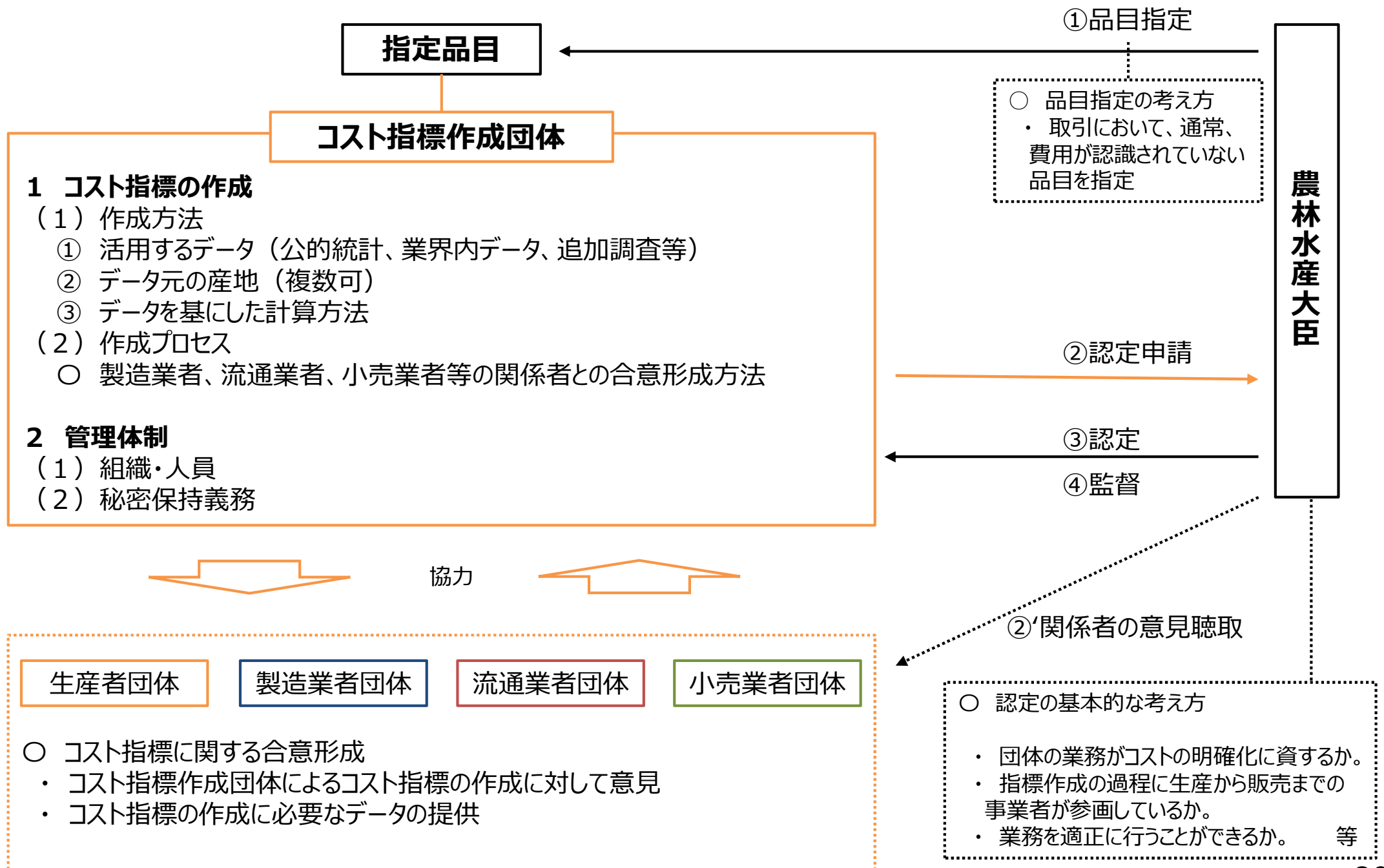
→ 2～8の措置の実効性を確保するため、交渉の記録を作成し、取引当事者双方で保管すること。

➤ 交渉記録の作成、発注者と受注者の双方での保管（労務費指針）

10 消費者理解のための情報提供 誠実協議 商慣習

→ 持続的な供給に要する合理的な費用を考慮した飲食料品等の選択に資するよう、消費者理解のための情報の提供に配慮すること

品目の指定／コスト指標の作成



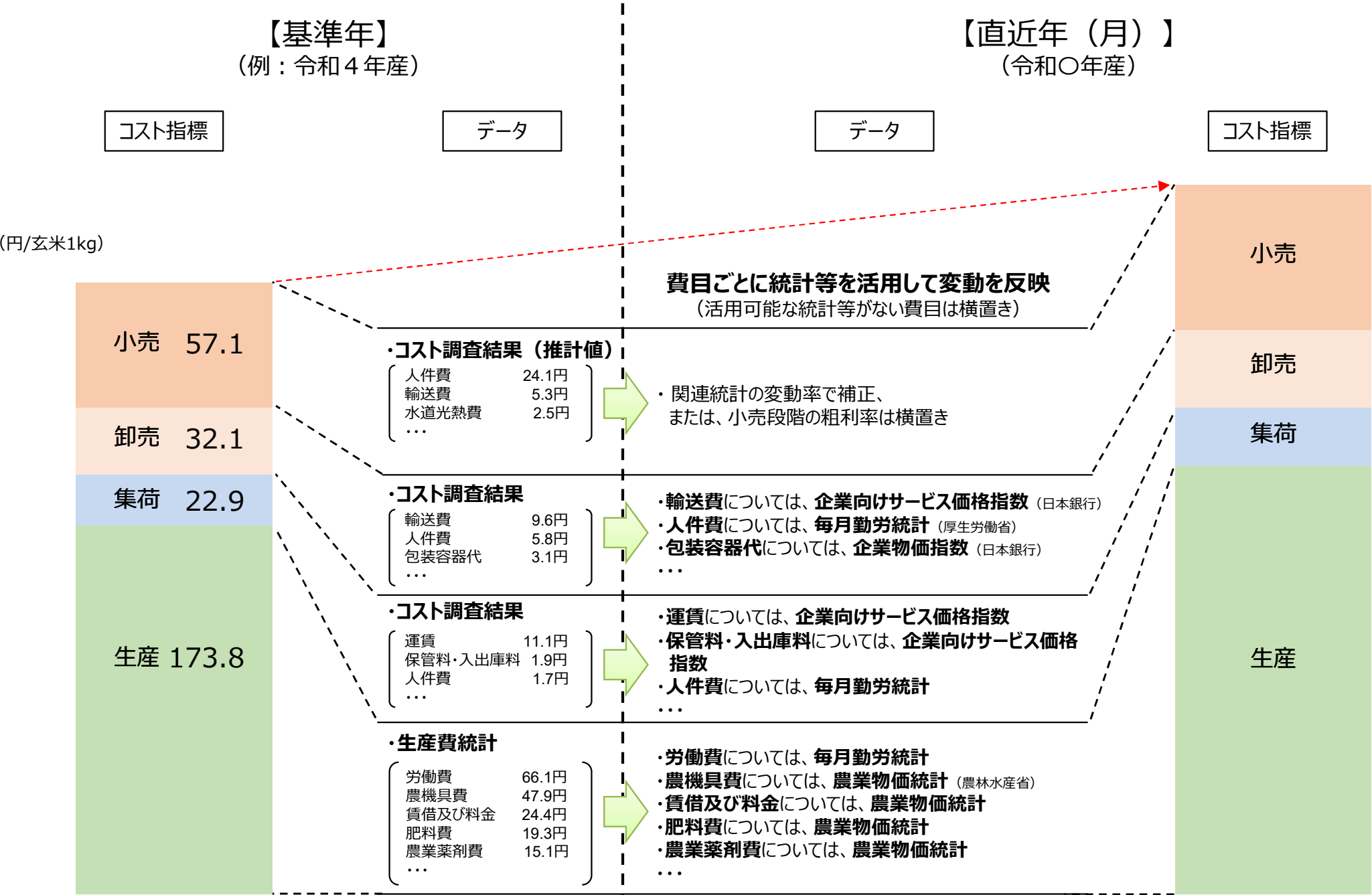
コスト指標作成にあたって整理すべき事項と基本的な考え方①

R7.6.25
第8回適正な価格形成に関する協議会資料

- 米、野菜、豆腐・納豆の各WGにおける議論を踏まえ、今後のコスト指標作成にあたって整理すべき事項とその基本的な考え方は、以下のとおり。

整理すべき事項	基本的な考え方
【指標の基本的な内容】 ✓どのようなコスト指標を目指すか。	○一定の 前提条件 を置いて、生産、集出荷、卸売、小売等の 各段階の実額コスト （注）を算出し、これをコスト指標とする。その際、 基準年の指標を作成 した上で、直近の指標は 費用ごとに物価統計等を活用して変動を反映 させて作成する。 注：物財費、機械施設費、光熱費、輸送費、保管料、労務費（雇用労働費、家族労働費）など、生産、集出荷、卸売、小売等の 各段階 の持続的な供給に要する コストの積み上げにより算出 する。
【コスト算出の前提条件】 ✓コストの算出の 前提条件 をどのように設定するのか。 ・ 想定する品目 ・ 想定する産地・作型（例：主産地の主要な作型） ・ 想定する販売地（例：首都圏で販売） ・ 想定する収量（例：基準年の収量として5か年平均値）	○コストの算出の前提条件は、できる限り 品目ごとの実情を反映 、コスト指標が多くの取引において参照されるよう、 一定の代表性 が確保されるように設定する。その際、収集できるデータをはじめとする 限られたリソース の中で、コスト指標の 算出が可能となるように前提条件 を設定する必要がある。
【指標作成の頻度・時期】 ✓コスト指標の作成・更新・公表の 頻度と時期 はいつにするのか。	○品目の価格交渉時期や収穫期の実態を踏まえ、 1年に1回（P） 、作成・更新・公表する。また、コストの急変等、大きな 状況変化 があった場合には、 臨時的に更新・公表 する。

整理すべき事項	基本的な考え方
【指標作成に活用するデータ】 ✓ 指標作成に活用する 公表資料 は何か。 ・ 活用する公的統計は何か。 ・ 国のコスト調査を活用するのか。 ・ 業界の公表資料等、その他指標作成に当たって活用する既存のデータは何か。 ✓ コスト指標作成団体として、 自ら収集するデータ は何か。当該データの 収集方法 、 収集範囲 、 秘密保持 等をどのようにするのか。	○ 国が行うコスト調査の結果や公的統計、公表された民間の業界データ等、可能な限り 既存のデータを活用 する。 ○ 既存のデータだけでは 不足する情報 は、コスト指標作成団体の 独自の調査 等により収集することとなるが、この場合には、限られたリソースの中で実施可能な調査手法を選択していく必要。
【指標の公表の範囲・方法】 ✓ 指標の 公表方法 はどのようにするのか。 ✓ 公表する数値の 範囲 、 内容 等はどのようにするのか。	○ ホームページに掲載するなど、 消費者が広く閲覧 できる形で公表する。この場合、コストの内訳をどこまで詳細に公表するかなど、公表内容は 適切に選択 していく必要。
【その他】 ✓ 今後の指標の 見直し・拡充 について、どのように考えるのか。	○ まずは、 典型的 なコスト指標を策定し、順次、 バリエーションを細分化 する等、段階を追って内容を 拡充 していく。



(注) 上記はコスト指標のイメージであり、コスト指標の詳細は今後検討。



【基準年】
(例：令和5年度)

【直近年（月）】

コスト指標

データ

データ

コスト指標

(円/1P(300g))



・コスト調査結果（推計値）

人件費	11.3円
輸送費	2.4円
...	

・関連統計の変動率で補正、
または、小売段階の粗利率は横置き

・コスト調査結果（推計値）

物流費	1.9円
人件費	1.0円
...	

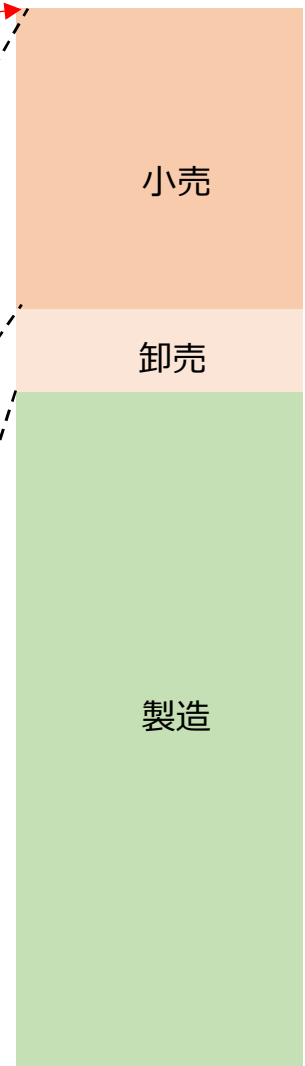
・関連統計の変動率で補正、
または、小売段階の粗利率は横置き

・コスト調査結果

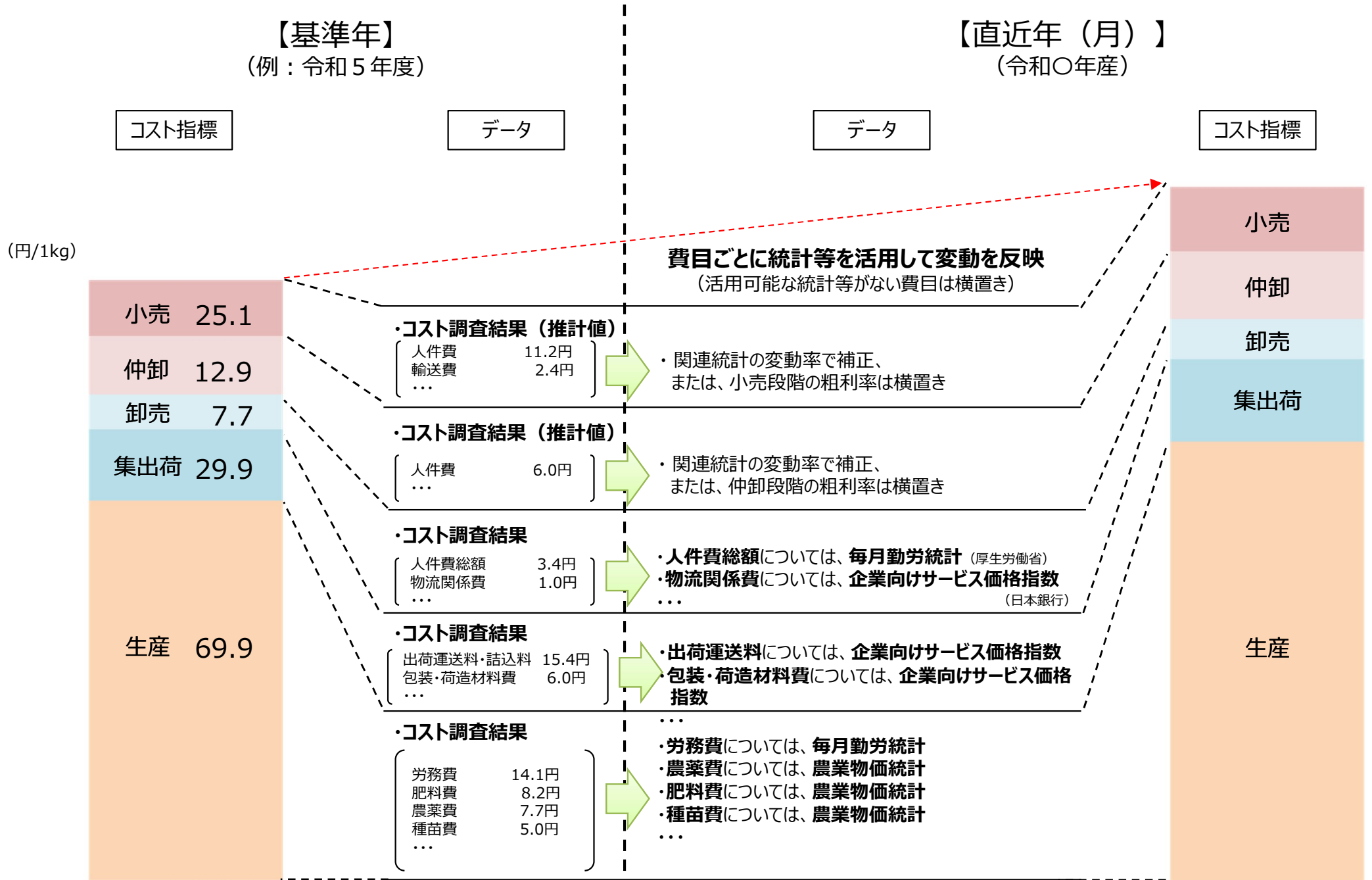
原材料費	13.3円
物流費	13.3円
人件費	10.7円
包装材料費	5.7円
燃料費	2.7円
...	

・原材料費については、**企業物価指数**（日本銀行）
 ・物流費については、**企業向けサービス価格指数**（日本銀行）
 ・人件費については、**毎月勤労統計**（厚生労働省）
 ・包装資材については、**企業物価指数**
 ・燃料費については、**企業物価指数**
 ...

費目ごとに統計等を活用して変動を反映
(活用可能な統計等がない費目は横置き)



(注) 上記はコスト指標のイメージであり、コスト指標の詳細は今後検討。



(注) 上記はコスト指標のイメージであり、コスト指標の詳細は今後検討。

2 持続的な食料システムの確立



改正法の概要（食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律及び卸売市場法の一部を改正する法律）

- 食品産業による食品等の持続的な供給に向けた事業活動の促進と合理的な費用を考慮した価格形成を両輪とする**法案**を3月に国会に提出し、6月11日に**成立**。

食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律の一部改正

● 題名

「食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律」に改正

● 目的

食品等事業者が食料システムにおいて農林漁業者と一般消費者とをつなぐ重要な役割を果たしていることに鑑み、食品等事業者による事業活動の促進と食品等の取引の適正化をもって、農林漁業及び食品産業の成長発展並びに一般消費者の利益の増進に資する旨規定

① 食品等事業者による事業活動の促進

- (1) 食品等事業者が、次の**事業活動に関する計画**を作成
 - ① 安定取引関係確立事業活動（農林水産業と食品産業の連携強化）
 - ② 流通合理化事業活動（流通の効率化、付加価値向上等）
 - ③ 環境負荷低減事業活動（温室効果ガスの排出量の削減等）
 - ④ 消費者選択支援事業活動（持続可能性に配慮した物の選択を消費者が行うことに寄与する情報の伝達等）※ ①～④には技術開発利用、事業再編を含む。
- (2) 地方公共団体、一般社団法人等、(1)の事業活動を連携して支援しようとする者は、**連携支援計画**を作成
- (3) **農林水産大臣が認定**した場合、**支援措置**を実施
 - ① 日本政策金融公庫による長期低利融資
 - ② 農業・食品産業技術総合研究機構の研究開発設備の供用※ このほか、税法にて、中小企業経営強化税制、カーボンニュートラル投資促進税制等の税制特例
- ③ 補助金等で整備された施設等の有効活用 等

② 食品等の取引の適正化

- (1) 農林水産大臣が、食品等取引実態調査を実施
- (2) 飲食料品等事業者・農林漁業者は、次の措置を講ずるよう努力
 - ① 持続的な供給に要する費用等の考慮を求める事由を示して協議の申出がされた場合、誠実に協議
 - ② 持続的な供給に資する取組（商慣習の見直し等）の提案があった場合、検討・協力
- (3) 農林水産大臣が、事業者の行動規範（判断基準）を策定
- (4) 農林水産大臣は、次の措置を実施
 - ① 適確な実施を確保するため必要な場合、指導・助言を実施
 - ② 実施状況が著しく不十分な場合、勧告・公表を実施（勧告の実施に必要な場合、報告徴収・立入検査を実施）※ 不公正な取引方法に該当する事実がある場合、公取委に通知
- (5) 農林水産大臣が、取引において、通常、費用を認識しにくい飲食料品等を指定。その費用の指標の作成・公表等を行う団体を認定

卸売市場法の一部改正

中央卸売市場・地方卸売市場の開設者は、指定飲食料品等、その費用の指標等を公表

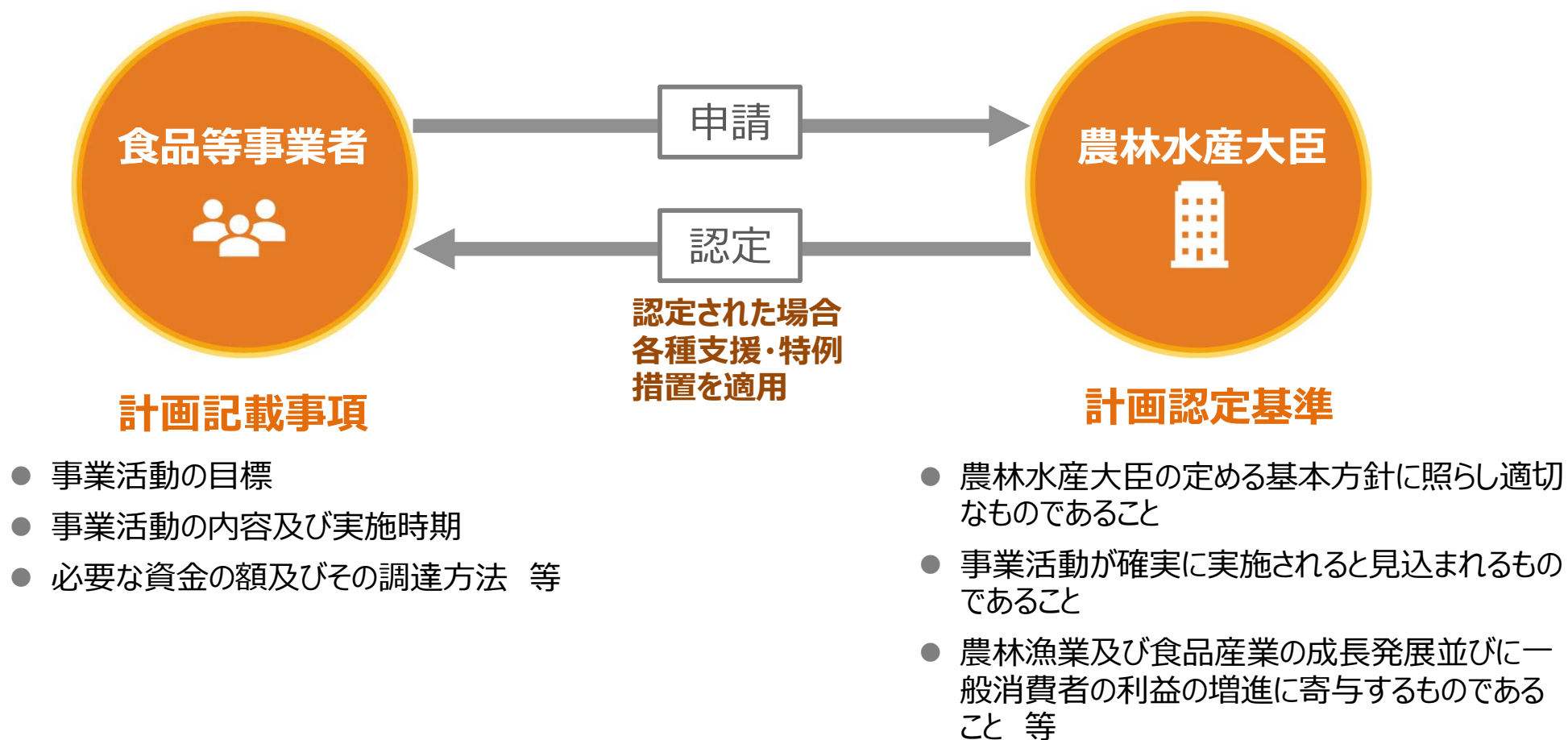


食品産業に対する総合的な認定制度を創設

新設された食品産業の事業者向けの計画認定制度の基本スキーム



- 食品等事業者（**食品製造業者、食品卸売業者、食品小売業者、外食業者等**）は、対象となる事業活動（次ページ）に関する計画を申請し、農林水産大臣は認定基準を満たす場合は、その認定を行う
- 認定を受けた場合は、各種支援・特例措置を適用



- 食品等事業者（食品製造業者、食品卸売業者、食品小売業者、外食業者等）は、食品等の持続的な供給に資する以下のいずれかの取組について、農林水産大臣の認定及び金融・税制等上の総合的な支援・特例措置を受けることが可能

農林漁業者との安定的な取引関係の確立を図る事業活動（農林漁業者との連携可）

- 新たな産地との契約や原材料の国産切替に向けた設備の導入
- 契約先農家からの調達量拡大に向けた設備の導入 など

環境への負荷の低減又は資源の有効利用を図る事業活動

- 食品製造過程での温室効果ガスや食品ロス削減に向けた設備の導入
- 脱プラスチックを図るための設備の導入 など



食品等の流通の合理化による措置により、食品等の流通の経費の削減、価値の向上又は新たな需要の開拓を図る事業活動

- 品質管理を高度化（低温管理等）する設備の導入
- 流通効率のため物流拠点を整備 など

食品等の持続的な供給の実現に配慮した食品等の一般消費者による選択に資する情報の伝達を図る事業活動

- サステナビリティ情報を消費者に発信するためのディスプレイや電子ポップの整備
- カーボンフットプリントの算定に係るシステム整備 など



01~04に関連する技術の研究開発や事業再編（株式取得等）についても、認定を受けることが可能（研究開発を行う場合、食品等事業者以外との連携可）

- 環境負荷低減事業活動に関連して行う、環境負荷の低い代替タンパク食品の開発（研究開発）
- 安定取引関係事業活動に関連して行う、地元農家と連携する豆腐製造業者の株式取得（事業再編） など

認定を受けた場合の支援・特例措置（概要）



- 農林水産大臣の計画認定を受けた場合、**金融・税制を含む以下の幅広い支援・特例措置**を受けることが可能

	項目	主な内容	備考
 金融支援	日本政策金融公庫による長期低利融資（ 食品等持続的供給促進資金 ）	・ 設備投資や事業再編を行う際、運転資金も含めて長期（10年超25年以内）かつ低利の融資を受けることが可能	・ 中小企業者のみ対象
	日本政策金融公庫による海外展開支援	・ 海外にある子会社が現地金融機関から融資を受ける際の債務の保証を受けることが可能	・ 流通合理化事業活動のみ対象
	食品等持続的供給推進機構による債務保証	・ 民間金融機関から資金調達する際の債務の保証を受けることが可能	・ 連携して計画を申請する農林漁業者や研究開発事業者も含めて対象
	指定金融機関による長期・低利の大規模融資	・ 指定金融機関（日本政策投資銀行等）による、長期（5年以上）・低利の大規模（50億円以上等）融資を受けることが可能	・ 大企業も対象 ・ 産業競争力強化法の事業適応計画又は事業再編計画の認定要件を満たす必要有
	中小企業投資育成株式会社による出資	・ 資本金が3億円を超える場合でも中小企業投資育成株式会社からの投資を受けることが可能	・ 中小企業等経営強化法の経営力向上計画の要件を満たす必要有
 税制特例	中小企業経営強化税制	・ 設備投資を行う際、即時償却又は取得価額の最大10%の税額控除等を受けることが可能	・ 中小企業等経営強化法の経営力向上計画の要件を満たす必要有
	カーボンニュートラル投資促進税制	・ 脱炭素化と付加価値向上を両立する設備投資を行う際、5～14%の税額控除又は50%の特別償却を受けることが可能	・ 産業競争力強化法の事業適応計画の認定要件を満たす必要有 ・ 環境負荷低減事業活動のみ対象
	事業再編時の登録免許税軽減措置	・ 合併や会社分割、出資の受入れ等を行う際の登録免許税を軽減することが可能	・ 産業競争力強化法の事業再編計画の認定要件を満たす必要有
 その他	農研機構による設備等の供用等	・ 技術の研究開発を行う際に、農研機構の保有する研究開発設備等（食品加工設備等）を利用することが可能	・ 連携して計画を申請する研究開発事業者も含めて対象
	事業再編時の会社法等の手続き緩和特例	・ 事業再編を行う場合の、現物出資等の円滑化等の会社法上の手続き緩和特例を受けることが可能	・ 産業競争力強化法上の事業再編計画の認定要件を満たす必要有

地方公共団体等に対する認定制度の創設

- 地域における食ビジネスの発展を支援するため、地方公共団体等、食品産業に対する支援の事業を行う者（支援機関）が連携して行う事業（連携支援事業）に関する計画を認定する制度を創設

連携支援事業とは..

食品産業に対して以下のような支援を行う複数の機関が連携して行う支援の事業

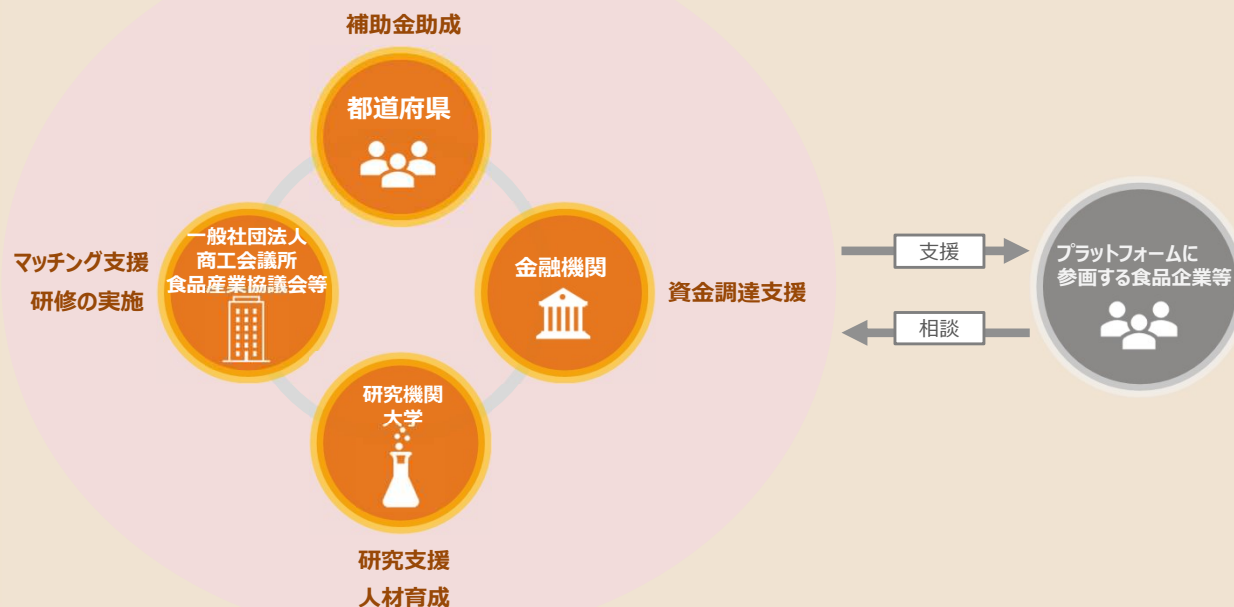
- ・ 食品等事業者間の取引の機会の創出
- ・ 技術に関する研究開発及びその成果の移転の促進
- ・ 市場に関する調査研究及び情報提供
- ・ 経営能率の向上の促進
- ・ 資金の融通の円滑化
- ・ 研修 など



取組のイメージ

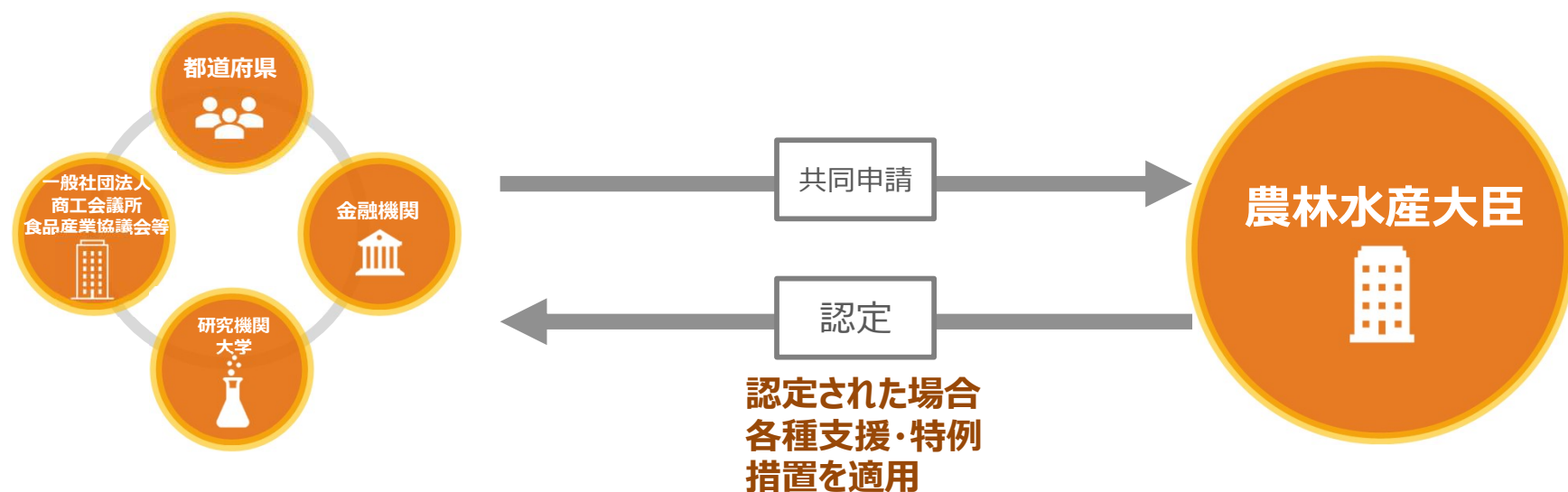
地方公共団体等が中核となり、複数の機関（一般社団法人、都道府県食品産業協議会等、金融機関、大学、公設研究機関等）と連携して、地域の食ビジネスを展開する企業等に対して一体的に支援を行う体制を構築し、食ビジネス創出の基盤となるプラットフォームを形成

A県食農プラットフォーム



新設された食品産業の事業者向けの計画認定制度の基本スキーム

- 連携支援事業を実施しようとする者は、共同でその計画を申請し、農林水産大臣は認定基準を満たす場合は、その認定を行う
- 認定を受けた場合は、各種支援・特例措置を適用



計画記載事項

- 連携支援事業の目標
- 連携支援事業の内容及び実施時期
- 連携支援事業を実施する者の役割分担、相互の提携又は連絡に関する事項

計画認定基準

- 基本方針に照らし適切なものであること。
- 当該連携支援計画に係る連携支援事業が確実に実施されると見込まれるものであること

認定を受けた場合の支援・特例措置（概要）



- 農林水産大臣の計画認定を受けた場合、以下の支援・特例措置を受けることが可能

	対象	主な内容	備考
地域型食品企業等連携促進事業 (R7当初)	都道府県	都道府県が地域の持続的な食料システム確立のために行う、コンソーシアムの設置、食品企業・農林漁業者と関連業種等との連携や先端的な技術の活用などによる新しい食品ビジネスを創出するための課題検討の場の設定、地域戦略マッチングの実施、相談体制の整備、試作品開発・販路開拓等の経費を支援	- 当該都道府県に設置されるコンソーシアムの構成員の一部が連携支援計画の認定を受ける必要 - 予算補助による支援
債務保証	民間機関	民間金融機関から資金調達する際に、食品等持続的供給推進機構の債務の保証を受けることが可能	
補助金適正化法 の手続き緩和	全機関	補助金等交付財産を目的外利用する際、通常各省各庁の承認が必要となるところ、関連の事項が盛り込まれた連携支援計画の認定を受けた場合には、補助金等適正化法に基づく承認を受けたものとみなす措置（手続の簡素化）	連携支援計画に補助金等交付財産の活用に関する事項の記載が必要

参考資料

- ① 改正法の背景
- ② 食品産業の事業者に対する計画認定制度
 - A) 支援措置
 - B) 取組事例
- ③ 食品産業を支援する者に対する計画認定制度
 - A) 支援措置
 - B) 取組事例

- 国産農林水産物の6割以上が、食品産業による製造・加工を経て消費者に流通されるなど、**食料システム**において、**食品産業は農林漁業者と消費者とをつなぐ重要な役割**を果たしている。
- 昨年の**食料・農業・農村基本法の改正**においても、農業と並び、**食品産業は食料の安定供給上欠かせない産業**として明確に位置づけられるとともに、国はその健全な発展に当たって様々な施策を講ずることが規定された。
- 農林水産省が主催する「**食品産業の持続的な発展に向けた検討会**」においても、**食品産業関係者との議論**の結果、食料システムの中核を担う食品産業の事業者による、農業との連携強化、環境負荷低減、技術の開発・利用等の取組の促進に向けた施策の推進の必要性を確認。

国内外の経済社会情勢の変化



食料の輸入リスクの顕在化

- ・ 輸入依存度の高い穀物等の価格の上昇
- ・ 世界の食料輸入における我が国のシェア低下
- ・ 輸入原材料等に大きく依存した原材料調達体制



環境問題等への関心の高まり

- ・ 環境負荷軽減に向けた取組・情報開示の要請
- ・ 各国における人権等に関する規制の強化



世界的な技術革新の進展

- ・ 新技術への世界的な投資の増加
- ・ 日本企業の海外展開の遅れ



脆弱な業界構造の見直し機運の高まり

- ・ 小規模な中小企業が大宗を占める業界構造
- ・ 他産業と比べても低い労働生産性



農業と食品産業の連携強化

- ・ 農業との連携強化を促し、地域を先導する意欲のある食品事業者（地域先導食品事業者）の取組を促進
- ・ 地域の農業者、食品事業者等の関係者が幅広く参加するプラットフォーム等を構築



環境負荷低減等の促進

- ・ 環境負荷低減や人権への配慮等に取り組む食品事業者の取組を促進



技術の開発・利用の推進

- ・ 先端技術の開発研究とその成果を利用した新たな事業の創出に取り組む食品事業者等の取組を促進



地域の食品産業の中堅企業化の推進

- ・ 事業承継、M&A等による地域の食品事業者の事業基盤の充実を促進

参考資料

- ① 改正法の背景
- ② 食品産業の事業者に対する計画認定制度
 - A) 支援措置
 - B) 取組事例
- ③ 食品産業を支援する者に対する計画認定制度
 - A) 支援措置
 - B) 取組事例

認定を受けた場合の支援・特例措置（詳細：日本政策金融公庫の長期低利融資①）

- 食品等の持続的な供給を促進するため、**食品等持続的供給促進資金**を措置。中小企業者が、認定を受けた計画に基づき取組を行う際、以下の資金要件を満たした場合には、**長期・低利の融資**を日本政策金融公庫から受けることが可能。

計画	資金要件	食品等持続的供給促進資金 資金メニュー
認定 - 安定取引関係確立事業活動計画 - 流通合理化事業活動計画 - 環境負荷低減事業活動計画 - 消費者選択支援事業活動計画	連携要件 ○ 以下の①及び②の要件を満たすこと。 ① 事業実施後5年以内に ・ 地域の農林水産物の取扱量を概ね20%以上増加させる目標を明記すること 又は ・ 輸入農林水産物の取扱量の概ね20%以上を地域の農林水産物に切り替える目標を明記すること 又は ・ 地域の農林水産物の取扱額を年間3,000万円以上とする目標を明記すること ② 農林漁業者との ・ 直接取引若しくは間接取引 又は ・ 農林漁業を営む法人への出資の関係があること	食品産業・農林漁業 連携型事業 （食農連携型事業）
	+	
	生産性向上要件 ○ 以下の①及び②の要件を満たすこと。 ① 事業実施後5年以内に ・ 地域の農林水産物の取扱量が概ね10%以上増加させる目標を明記すること 又は ・ 地域の農林水産物の取扱額を年間1,500万円以上とする目標を明記すること ② 生産性向上の目標を明記すること	食品産業生産性 向上型事業 （生産性向上型事業）
認定 流通合理化事業活動計画	+	
	卸売市場機能高度化要件 ○ 以下の①～④の要件のうち3つ以上を満たすこと。 ① 卸売市場の施設の近代化を図ること ② 卸売市場の流通機能の高度化を図ること ③ 卸売市場の業務を行う者の資質の向上を図ること ④ 卸売業者及び仲卸業者の経営の近代化を図ること	卸売市場機能 高度化型施設

認定を受けた場合の支援・特例措置（詳細：日本政策金融公庫の長期低利融資②）



- 資金メニューごとの貸付対象者、貸付使途、貸付条件は以下の通り。

資金メニュー	貸付対象者	貸付使途	貸付条件
食農連携型事業	食品等事業者（食品等の製造、加工、流通（※2）、販売の事業を行う者）	1. 農林漁業者等と共同して利用する施設の改良、造成又は取得 2. 食品等の製造、加工、流通又は販売に必要な施設の改良、造成又は取得 3. 他の事業者の株式若しくは持分の取得又は他の事業者への出資（※3） 4. 無形固定資産の取得又は販売促進費、調査費その他の費用の支出（※4）	- 貸付利率：中小特利③－1 2.05%（償還期間20年の場合、令和7年6月18日時点） - 貸付限度額（融資率）：負担額の80% - 償還期限：25年以内（10年超に限る） - 据置期間：3年以内
生産性向上型事業	食品等事業者（食品等の製造、加工、流通（※2）、販売の事業を行う者）	1. 食品等の製造、加工、流通又は販売に必要な施設の改良、造成又は取得 2. 他の事業者の株式若しくは持分の取得又は他の事業者への出資（※5） 3. 無形固定資産の取得又は販売促進費、調査費その他の費用の支出（※4）	- 貸付利率：中小特利① 2.50%（償還期間20年の場合、令和7年6月18日時点） - 貸付限度額（融資率）：負担額の80% - 償還期限：25年以内（10年超に限る） - 据置期間：3年以内
卸売市場高度化型施設（※1）	卸売市場の開設者（※6・※7）、卸売市場の卸売業者、卸売市場の仲卸業者、卸売市場の仲卸業者が組織する事業協同組合・小組合（※6）	1. 品質管理保全施設、定温輸送車、自動仕分け・搬送保管施設、加工・調製施設又は包装・こん包施設の改良、造成若しくは取得又は特別の費用の支出若しくは権利の取得 2. 情報処理施設の改良、造成若しくは取得又は特別の費用の支出若しくは権利の取得 3. 卸売業者が他の卸売業者から、又は仲卸業者が他の仲卸業者から営業を譲り受けることに伴う当該卸売業務又は仲卸業務に係る施設の取得又は特別の費用の支出若しくは権利の取得 4. 卸売市場の業者間（業者は、卸売業者及び仲卸業者に限る。）の資本提携による支配関係の構築のための出資	- 貸付利率：中小特利③－1 2.05%（償還期間20年の場合、令和7年6月18日時点） - 貸付限度額（融資率）：負担額の80% - 償還期限：25年以内（10年超に限る） - 据置期間：3年以内

（※1）現行の内容のまま移設。

（※2）流通の事業を行う者は、食品卸売業者、食品仲卸業者を指し、物流業者は除く。

（※3）他の事業者は農林漁業を営む法人及び食品等事業者に限る。

（※4）食農連携型事業は、1, 2, 3に関連して必要となる費用の支出に限る。また、生産性向上型事業は、1, 2に関連して必要となる費用の支出に限る。

（※5）他の事業者は食品等事業者に限る。

（※6）貸付使途は1, 2に限る。

（※7）地方公共団体を除く。

認定を受けた場合の支援・特例措置（詳細：日本政策金融公庫による海外展開支援）

- 中小企業者の海外支店又は海外現地法人が、認定を受けた計画に基づき海外において新たな事業活動を行うため、海外に拠点を有する金融機関（日本政策金融公庫が提携する金融機関に限る。）から現地流通通貨建ての融資を受けるにあたり、日本政策金融公庫が当該金融機関に対して、債務の保証のための信用状（スタンドバイ・クレジット）を発行することが可能

提携金融機関	海外での借入れ条件	信用状の発行条件
● 平安銀行（中国） ● インドステイト銀行（インド） ● バンクネガラインドネシア（インドネシア） ● 山口銀行（日本）【対象地域：中国】 ● 名古屋銀行（日本）【対象地域：中国】 ● 横浜銀行（日本）【対象地域：中国】 ● KB国民銀行（韓国） ● CIMB銀行（マレーシア） ● バノルテ銀行（メキシコ） ● メトロポリタン銀行（フィリピン） ● DBS銀行（シンガポール） ● ユナイテッド・オーバーシーズ銀行（シンガポール） ● 合作金庫銀行（台湾） ● バンコック銀行（タイ） ● ベト・イン・バンク（ベトナム） ● HDバンク（ベトナム）	■ <u>融資金額および通貨</u> ● 信用状の補償金額の範囲内。現地流通通貨建て ■ <u>資金使途</u> ● 認定を受けた計画を行うための設備資金および長期運転資金 ■ <u>融資期間</u> ● 1年以上5年以内	■ <u>補償限度額</u> ● 1法人あたり4億5千万円（①海外支店や分工場等、国内親会社と法人格が同一の場合は国内親会社毎に4億5千万円、②海外において別個に法人格をもつ場合は当該法人毎に4億5千万円） ■ <u>信用状有効期間</u> ● 1年以上6年以内 ■ <u>補償条件</u> ● 提携金融機関からの請求による支払い

認定を受けた場合の支援・特例措置（詳細：金融機関からの借入に係る債務保証）



- 認定を受けた計画に基づき、取組を行う際に、民間金融機関からの借入に係る債務の保証を食品等持続的供給推進機構（現食品等流通合理化促進機構）から受けることが可能
- 認定を受けた食品等事業者だけでなく、計画に位置付けられた農林漁業者や技術の研究開発を行う事業者も対象

保証条件	保証対象	その他
● 財務諸表が次のいずれかに該当すること ① 公認会計士の監査を受けたものであること ② 当該中小企業者等が会社法第2条第8号に規定する会計参与設置会社であって、当該財務諸表が同法第374条第1項の規定に基づき作成されたものであること ③ 「中小企業の会計に関する指針」に基づき作成されたものであって、その旨税理士等により確認されたものであること ● その債務保証の対象資金が主取引銀行の借入に係るものであること	● 対象事業活動の実施に必要な設備資金（土地を含む）及び運転資金（試験研究費、試作費、市場調査費、原材料、調達費、販売促進費等）	■ <u>保証限度額</u> ● 1事業者当たり4億円以下 ■ <u>保証期間</u> ● 設備資金：20年以内（うち据置期間は3年以内）、運転資金：5年以内（うち据置期間は1年以内） ■ <u>保証料</u> ● 借入金元本に係る保証残高に対して、一定の保証料率（年0.8%以内）を乗じた額 ■ <u>保証割合の上限</u> ● 5年以上の経営実績がある場合等・・・借入金元本等の90% ● それ以外の場合・・・借入金元本等の50%

認定を受けた場合の支援・特例措置（詳細：その他の金融支援）

- 認定を受けた計画が、産業競争力強化法の事業再編計画若しくは事業適応計画又は中小企業等経営強化法の経営力向上計画の認定要件を満たす場合、それぞれの計画に対する支援措置（指定金融機関による長期・低利の大規模融資や中小企業投資育成株式会社による出資）を受けることが可能

指定金融機関による長期・低利の大規模融資（ツーステップローン）

項目	融資期間	金額規模	その他
事業再編に係る融資	● 5年以上	● 50億円以上又は過去4年間の設備投資額より多いこと	● 指定金融機関（株式会社日本政策投資銀行）による審査が必要 ● 産業競争力強化法の事業再編計画の認定要件を満たす必要
エネルギー利用環境負荷低減事業適応に係る融資	● 5年以上	● 50億円以上	● 指定金融機関（株式会社日本政策投資銀行等）による審査が必要 ● 産業競争力強化法の事業適応計画の認定要件を満たす必要

中小企業投資育成株式会社による出資

対象	内容	その他
中小企業等経営強化法第2条第5項に規定する特定事業者（製造業の場合は従業員数が500人以下、卸売業の場合は400人以下、小売業の場合は300人以下）	● 通常の投資対象（資本金3億円以下の株式会社）に加えて、資本金額が3億円を超える株式会社も中小企業投資育成株式会社からの投資を受けることが可能	● 中小企業等経営強化法の経営力向上計画の認定要件を満たす必要

認定を受けた場合の支援・特例措置（詳細：中小企業経営強化税制）



- 青色申告書を提出する中小企業者等が、認定を受けた計画に基づき、以下のいずれかの類型に該当する設備を新規取得等して事業の用に供した場合、税額控除又は特別償却を選択適用することが可能

類型	要件	対象設備	その他要件	特例内容
生産性向上設備 (A類型)	● 生産性※が旧モデル比平均1%以上向上する設備 ※ 単位時間当たり生産量、歩留まり率、投入コスト削減率のいずれか	● 機械装置（160万円以上） ● 工具（30万円以上） ※ A類型の場合、測定工具又は検査工具に限る） ● 器具備品（30万円以上） ● 建物附属設備（60万円以上）	● 生産等設備を構成するもの ※ 事務用器具備品・本店・寄宿舍等に係る建物附属設備、福利厚生施設に係るものは該当しない ● 国内への投資であること ● 中古資産・貸付資産でないこと等	● 対象設備の新規取得等の際、10%の税額控除（資本金が3,000万円を超える場合7%）又は即時償却
収益力強化設備 (B類型)	● 投資利益率※が年平均7%以上の投資計画に係る設備 ※ 計算に使う期間は、投資設備中の最長の減価償却期間に合わせる	● ソフトウェア（70万円以上） ※ A類型の場合、設備の稼働状況等に係る情報収集機能及び分析・指示機能を有するものに限る		
経営資源集約化設備 (D類型)	● 修正ROAまたは有形固定資産回転率が一定割合以上の投資計画に係る設備			
経営規模拡大設備 (B類型関連： 100億企業を目指す事業者が対象)	● 投資利益率が年平均7%以上 ● 売上高100億円超を目指すロードマップの作成 ● 売上高成長率年平均10%以上を目指す ● 前年度売上高10億円超90億円未満 ● 最低投資額1億円 OR 前年度売上高5%以上 ● 賃上げ率2.5% OR 5.0%以上 等 ※ 拡充措置の認定を受けた法人は、投資計画の期間中は中小企業投資促進税制と少額減価償却資産の特例の適用不可	● 機械装置（160万円以上） ● 工具（30万円以上） ● 器具備品（30万円以上） ● ソフトウェア（70万円以上） ● 建物及びその附属設備（1,000万円以上） ※ 税制対象の設備投資総額の上限は、60億円		● 対象設備（建物及びその附属設備除く）の新規取得等の際、10%の税額控除（資本金が3,000万円を超える場合7%）又は即時償却 ● 上記に伴って新增設する建物・建物附属設備について、税額控除又は特別償却 ※ 【税額控除】 賃上げ5%以上：2%、賃上げ2.5%以上5%未満：1% ※ 【特別償却】 賃上げ5%以上：25%、賃上げ2.5%以上5%未満：15%

認定を受けた場合の支援・特例措置（詳細：カーボンニュートラル税制）



- 認定を受けた環境負荷低減事業活動計画に基づき、生産工程等の脱炭素化と付加価値向上を両立する設備を導入する場合、最大10%の税額控除（中小企業者等の場合は最大14%）又は50%の特別償却を選択適用することが可能

要件	対象設備	特例内容
● 設備投資による効果以外も含めて、炭素生産性（※）を3年以内に15%以上（中小企業者等の場合は、10%以上）向上させること ● 計画に記載された設備のうち、設備導入前後の事業所の炭素生産性を1%以上向上させる設備であること	● 機械装置 ● 器具備品 ● 建物附属設備 ● 構築物 ※ 照明設備及び対人空調設備は除く	■ <u>中小企業者等</u> ● 対象設備の導入の際、税額控除（炭素生産性を17%以上向上させる場合は14%、10%以上向上させる場合は10%）又は50%の償却 ■ <u>それ以外の企業（大企業など）</u> ● 対象設備の導入の際、税額控除（炭素生産性を20%以上向上させる場合は10%、15%以上向上させる場合は5%）又は50%の償却

(※) 炭素生産性 =
$$\frac{\text{付加価値額（＝営業利益＋人件費＋減価償却費）}}{\text{エネルギー起源二酸化炭素排出量}}$$

認定を受けた場合の支援・特例措置（詳細：事業再編時の登録免許税軽減措置）



- 認定を受けた計画に基づき、合併や会社分割、出資の受入れ等を行う際に係る登録免許税の軽減措置を受けることが可能

要件	対象の措置	特例内容		
		通常の税率	特例税率	軽減率
● 計画の終了年度において次のいずれかの達成が見込まれること。 ① 修正ROIC 2 %向上 ② 固定資産回転率（有形固定資産＋ソフトウェアの回転率） 5 %向上 ③ 従業員1 人当たり付加価値額 9 %向上 ● 計画の終了年度において次の両方の達成が見込まれること。 ① 有利子負債／キャッシュフロー ≤ 1 0 倍 ② 経常収入＞ 経常支出 等	● 会社の設立、資本金の増加	0.7%	0.35%	▲50.0%
	● 合併による設立又は資本金の増加	0.15%	0.1%	▲33.3%
	● 資本金が増加する場合の合併	0.7%	0.35%	▲50.0%
	● 分割による設立又は資本金の増加	0.7%	0.5%	▲28.6%
	● 土地の所有権の取得	2.0%	1.6%	▲20.0%
	● 建物の所有権の取得	2.0%	1.6%	▲20.0%
	● 合併による不動産の取得	0.4%	0.2%	▲50.0%
	● 分割による不動産の取得	2.0%	0.4%	▲80.0%

認定を受けた場合の支援・特例措置（詳細：農研機構の設備等の供用等）



- 認定を受けた計画に基づき、技術の研究開発を行う際に、農研機構（国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構）の保有する研究開発設備等を有償で利用することが可能（計画に位置付けられた技術の研究開発を行う事業者も対象）
- 農研機構の専門家による指導のもと、設備等を利用することが可能（利用に先立って事前の調整を実施）
- 利用形態・料金体系等の詳細については、農研機構において検討中

利用できる設備

使用用途



高圧処理装置

東洋高圧
(TFS6-50、TFS2-500)

- 食品を液体に浸した状態で数千気圧（数百MPa）以上の圧力で高圧処理する装置。600 MPaでの処理では、風味・成分を保持しつつ加熱することなく殺菌できるため、ジュース、肉製品等の製造に使用できる。100 MPaでの処理では、効率的に調味液を含浸させつつ加熱することで、各種エキスの製造の他に、生に近い食感・風味を活かした長期冷蔵保存可能なコンポートの製造に使用できる。



マイクロ波減圧乾燥機

四国計測工業
(μReactor Ex)

- 水の沸点が低下する減圧下でマイクロ波を照射することにより食材を乾燥する装置。果実等の農産物の乾燥に適しており、低温で迅速に乾燥することができる。さらに、予備凍結との組合せにより、従来の熱風乾燥と比べて収縮や変形が少なく、フリーズドライに近い品質の乾燥品を製造することが可能。



胃消化シミュレーター

イーピーテック

- ヒトの胃の下部（幽門部）や胃壁のぜん動運動、胃内容物の流動を再現する装置。食品、人工唾液および人工胃液から構成される胃内容物の消化過程を観察・評価可能。農産物や加工食品の胃内消化性の評価に利用されている。

認定を受けた場合の支援・特例措置（詳細：会社法の特例等）



- 認定を受けた計画が、産業競争力強化法の事業再編計画の認定要件を満たす場合、当該計画に対する支援措置（会社法の特例等）を受けることが可能

項目	内容
● 現物出資等の円滑化	● 会社法上、会社設立時や新株発行時の現物出資等に検査役調査が必要だが、特例措置では検査役調査が不要に
● 略式組織再編とキャッシュアウトの円滑化	● 会社法上、略式組織再編・株式等売渡請求等に9/10以上の議決権保有が必要だが、特例措置では2/3以上に引き下げ
● 株式併合の円滑化	● 会社法上、株式併合時に株主総会特別決議が必要だが、特例措置では一定の要件に該当するものについて、株主総会特別決議が不要に
● 株式を対価とするM&Aの円滑化	● 会社法上、株式対価M&Aの際に現物出資規制等が適用されるが特例措置では、現物出資規制等が不適用となる
● スピンオフの円滑化	● 会社法上、スピンオフでは現物配当するために株主総会特別決議が必要だが、特例措置では、実施手続の簡略化が可能
● 事業譲渡時の債権者のみなし同意	● 通常、事業者が事業譲渡により債務を移転するためには、債権者から個別に同意を得る必要があるところ、特例措置では、債権者に対して一括で通知（催告）し、一定期間内（1ヵ月以上）に返答（異議）がなければ債権者の同意があったものとみなし、債務を移転することが可能

取組事例（安定取引関係確立事業活動）



安定取引関係 確立事業活動

- 食品等事業者と農林漁業者との間における取引の機会の拡大、継続的な取引の実施その他の安定的な取引関係の確立を図る事業活動



取組事例

- 外国産小麦のみを使用していた製粉事業者が、地元JAと連携し、原材料の一部を国産小麦へ切替え
- 製造事業者が、国産カットキャベツの製造を増加させるために新たな産地と圃場契約を結び、調達先を多角化しつつ国産農産物の利用を増加
- 豆腐製造事業者が、国産大豆の仕入れに当たり、卸売事業者経由から、特定の農業者との複数年の長期かつ直接の取引に変更
- パン製造事業者が、国産米粉を用いた新商品を製造し、国産米の利用を増加
- 食肉加工業者が、調達が不安定になっている輸入豚肉に代わり、地元産のジビエを活用
- 卸売事業者が、連携先の農業者の繁忙期に一部コントラクター事業を担い、人手不足解消により原材料を安定的に調達
- 卸売事業者が、漁協に対し、取扱数量等の販売計画を事前に提示し、委託生産で安定した取引を実施
- 卸売事業者が、消費者ニーズの高い品目の生産に向け、生産者組合の設立や、生産指導専門員の雇用などを主導し、自社との契約栽培に着手
- 外食事業者が、国産野菜の調達安定化に向けて、農業者への出資を通じ業務提携を実施
- 地域固有の伝統野菜の活用に向けて、農業者と外食事業者等が安定取引契約を実施し、伝統野菜を活用

取組事例（流通合理化事業活動）



流通合理化 事業活動



- 食品等の流通の効率化、品質管理又は衛生管理の高度化その他の食品等の流通の合理化による措置により、食品等の流通の経費の削減、価値の向上又は新たな需要の開拓を図る事業活動

取組事例

- ・ 加工事業者が、人手を介さない高度な食肉加工設備を導入し、流通面を効率化、品質を均質化
- ・ 製造事業者が、加工食品の輸出先国の規制・条件等に対応した施設等の整備
- ・ 小売事業者が、卸売事業者と物流事業者とタッグを組み、店到着時間の指定緩和、積載率100%後配送等、ルールを改定、組み合わせにより全く新しいダイアグラムを開発
- ・ 卸売事業者が、物流センターに最先端の設備を導入し、自動化・省人化を推進することで、ローコストかつ高品質な物流オペレーションを実現
- ・ 卸売市場開設者が、衛生管理の高度化のための施設を新築、作業効率化のための電子入札システムを導入
- ・ 卸売事業者が、品質・衛生管理に優れた冷蔵設備への切替を行い、生鮮食品を高付加価値化
- ・ 小売事業者が、出荷作業工程の機械化や流通拠点の整備を行い、商品の流通を効率化・省力化
- ・ 外食事業者が、食材等の在庫管理・自動発注を可能とするシステムを導入し、労働生産性を向上

取組事例（環境負荷低減事業活動）



環境負荷低減 事業活動



- 温室効果ガスの排出の量の削減、食品循環資
する食品廃棄物等の発生の抑制その他の環境へ
の負荷の低減又は資源の有効利用を図る事業
活動

取組事例

- ・ 製造事業者が、工場におけるフライヤーをガス式からIH式に変更することで温室効果ガス排出を削減
- ・ 製造事業者が、食品ロス削減に向け、生地のパースト・攪拌機械を変更し、歩留まりを向上
- ・ 製造事業者が、食品容器包装の減量化や、紙等の代替素材に切り替え、プラスチック使用量を削減
- ・ 卸売事業者が、卸売市場で使用する鮮魚の輸送用発泡スチロールを圧縮し、リサイクルの効率化と廃棄率の減少を実現
- ・ 卸売事業者が従来型の冷蔵設備から省エネ型の冷蔵設備に切り替え、消費電力を低減
- ・ 小売事業者が、惣菜製造過程で出る野菜の端材を堆肥化し地域の農業者へ譲渡することで資源を有効活用
- ・ 小売業者が、物流センターに高効率の機器を導入、自家消費型の太陽光発電設備の設置、複数店舗での購入電力を再エネ由来に転換
- ・ 小売・外食事業者が、食品ロス削減に向け、食品廃棄物の計量器を導入し、食品廃棄物の発生量を見える化することで従業員の意識を啓発
- ・ 外食事業者が、食品ロス削減に向け、需要予測システムを導入し、食材ロスの発生を抑制
- ・ 外食事業者が、LED電球への切替、エアコンの入替、天井、壁断熱化による店舗等の省エネ化を推進
- ・ 外食店舗で発生するプラスチック・紙製容器等の共同回収・再利用化を進め、食品容器のリサイクル率を向上

取組事例（消費者選択支援事業活動）



消費者選択 支援事業活動

- 環境への負荷の低減又は資源の有効利用に資する食品等その他の食品等の持続的な供給の実現に配慮した食品等の一般消費者による選択に資する情報の伝達を図る事業活動



取組事例

- ・ 製造事業者が、温室効果ガス削減に資する加工食品を売り出すに当たり、温室効果ガス排出量の算定システムを導入
- ・ 小売事業者が、郷土料理や伝統食など、地域の食文化の継承に資する情報等を消費者に伝達するため、ラベル、POP、映像等により見える化
- ・ 小売事業者が、環境・人権への配慮等への取組や生産現場の実態等を消費者に伝達するため、ラベル・ポップ、映像等により見える化
- ・ 外食事業者が、材料の端材をパウダー状に加工する機械を導入し、当該パウダーを用いた食品ロス削減に資する新商品について、そのストーリーとともに販促キャンペーンを実施
- ・ 食品等事業者が、円滑な価格転嫁に向けた、食料の生産・製造・流通に係るコストを把握、情報発信

取組事例（技術の研究開発）



技術の 研究開発

- 安定取引関係事業活動、流通合理化事業活動、環境負荷低減事業活動又は消費者選択支援事業活動と併せて行う技術の研究開発

取組事例

- ・ 製造業者が、多様化する消費者ニーズへの対応として、動物たんぱく質に代わる植物性原材料を用いた新技術によるプラントベースフードを製造する設備を導入
- ・ 製造業者が、工場付近の仕入れ先の生産者と共同で利用する、原材料の長期保存を可能にする傷口修復技術（サツマイモ等のキュアリング）等を活用できる施設を導入
- ・ 製造事業者において、公設試験場で研究されていた「チーズホイの殺菌条件」を用いて新たな納豆を開発
- ・ 製造事業者において、公設試験場で作成された、製品や製造工程の特徴をまとめたシードル製造マニュアルをもとに新たなシードルを開発
- ・ 製造事業者が真空包装や急速冷凍、低温貯蔵など先端技術を活用した伝統食品を製造する施設・設備を導入
- ・ 卸売事業者が、低温・高湿の保管環境を安定的に実現し、鮮度を長期間・高品質に保つことを可能にする新技術を活用した青果物流拠点を新たに整備
- ・ 小売事業者が、電子タグを用いて食品の情報を追跡管理し食品の鮮度を予測して数値化する新たなシステムを導入し、食品ロス削減に資する情報を消費者に提供
- ・ 容器包装事業者が、食品の品質保持機能を維持しつつ、プラスチック減量化や、資源循環に対応した食品容器包装を開発

取組事例（事業再編）



事業再編



- 安定取引関係事業活動、流通合理化事業活動、環境負荷低減事業活動又は消費者選択支援事業活動と併せて行う事業再編

取組事例

- ・ 製造事業者が、国産原材料を使用する同業者の事業を承継（合併）し、農業との連携を強化しつつ、国産農産物の利用を拡大
- ・ 食品ロス削減を考える製造事業者が、食品残渣をアップサイクルする新会社を設立（分割）し、食品残渣を有効活用
- ・ 経営基盤の拡大を検討する卸売事業者が、取引先の地域密着型の小売事業者の経営者の引退に伴い、当該事業を承継し、地域の農林漁業者との取引を拡大
- ・ 特定地域に販路を持つ物流事業者が他の地域に強みを持つ他社をM & Aし、新需要を開拓するとともに物流を効率化
- ・ 卸売事業者が、商圈が重複・競合していた卸売事業者の合併・再編を目指すことにより、地域での販売・保管・物流などの市場機能を効率化
- ・ 卸売事業者が、給食サービス事業者及び食品製造事業者の事業を承継して子会社化し、配送施設の集約や配送車両の共有により、物流を効率化
- ・ 小売事業者が、有機農産物に特化したインターネット小売業者の株式を取得し、有機農産物のオンライン販売を強化

参考資料

- ① 改正法の背景
- ② 食品産業の事業者に対する計画認定制度
 - A) 支援措置
 - B) 取組事例
- ③ 食品産業を支援する者に対する計画認定制度
 - A) 支援措置
 - B) 取組事例

＜対策のポイント＞

食品企業による持続的な食料システムの確立に向けて、「地域連携推進支援プラットフォーム」を創設するとともに、都道府県に地域の食品企業や農林漁業者等の多様な関係者が参加するコンソーシアムを設置し、地域の核となる食品企業・農林漁業者等が連携した新たなビジネスの創出や食品企業間の協調を図る実証等の取組を支援します。

＜事業目標＞

- 地域連携推進支援コンソーシアムで創出された新たなビジネス数（94件〔令和11年度まで〕）

＜事業の内容＞

1. 持続的な食料システム確立に向けた推進支援体制の構築のうち

地域連携推進支援コンソーシアム支援 56（－）百万円の内数

持続的な食料システムの確立に資する取組を推進・支援するため、地域連携推進支援プラットフォームが専門家派遣等により、都道府県の設置する地域連携推進支援コンソーシアムの取組を伴走支援します。

2. 地域型食品企業等連携促進事業 66（－）百万円

（1）地域食料システムプロジェクト推進事業

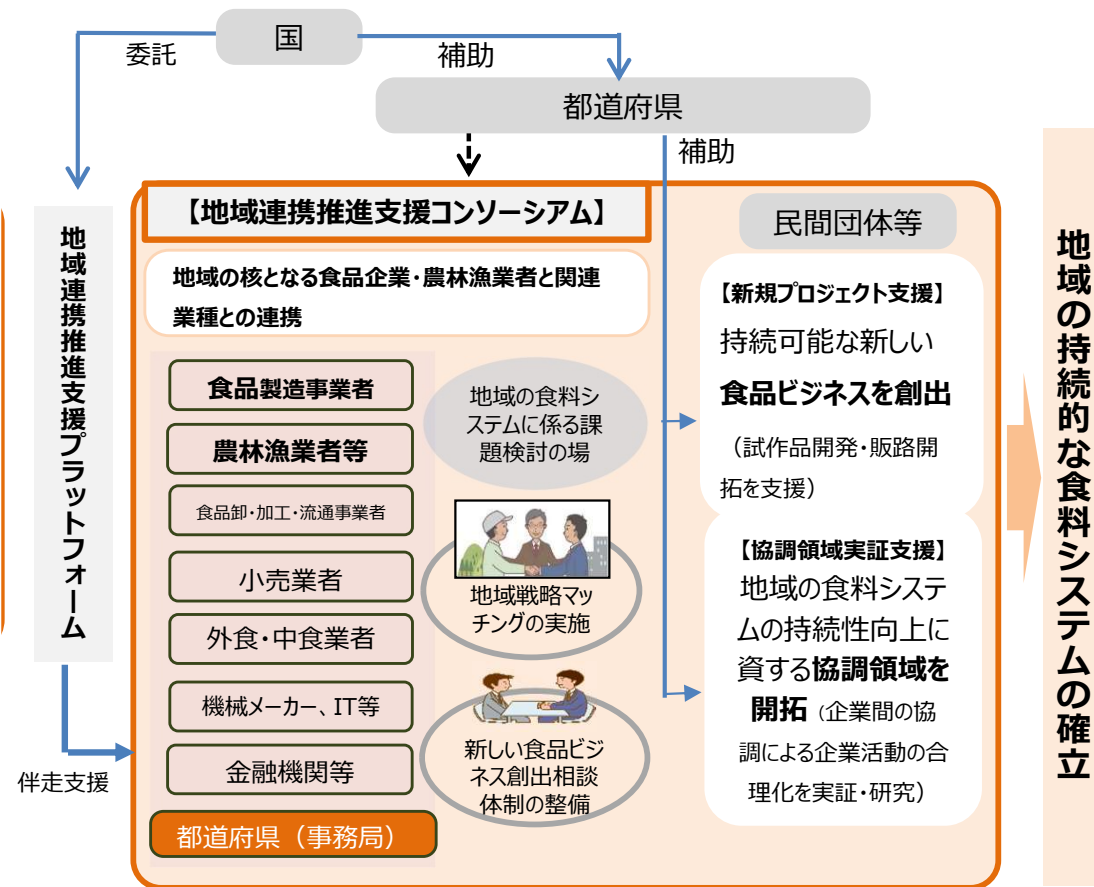
都道府県が地域の持続的な食料システム確立のために行う、コンソーシアムの設置、食品企業・農林漁業者と関連業種等との連携や先端的な技術の活用などによる新しい食品ビジネスを創出するための課題検討の場の設定、地域戦略マッチングの実施、相談体制の整備、試作品開発・販路開拓等の経費を支援します。

また、「輸出枠」を設け、地域産業の強みを活かした加工食品等を輸出につなげ、地域の食品産業の強化に資する取組を支援します。

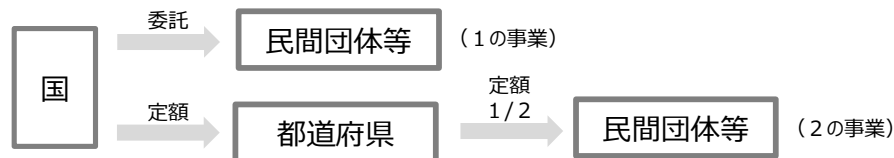
（2）地域型協調領域実証

地域の食料システムの持続性向上に資する地域の食品企業等の協調事例を生み出す取組を支援します。

＜事業イメージ＞



＜事業の流れ＞



愛媛県の実例

- 愛媛県、金融機関、研究機関、産業支援機関等の支援機関と農林漁業者、食品加工業者、流通・小売業者等の参画事業者によるプラットフォームを形成

プラットフォームにおける支援機関と参画事業者

事務局：（公財）えひめ産業振興財団

プラットフォーム参画事業者数：130者（令和7年3月現在）

支援機関：

【地方公共団体】愛媛県
 【金融機関】（株）伊予銀行、（株）愛媛銀行
 【研究機関】愛媛大学、岡山理科大学、愛媛県産業技術研究所
 【産業支援機関】（公財）えひめ産業振興財団
 【関係機関】（一社）愛媛県観光物産協会 等

参画事業者：

【生産者】（株）笑丸、（株）アグリ・ジャパン愛媛、愛媛県漁連、愛南漁協
 【食品加工業者】（株）愛媛海産
 【流通・小売業者】（有）来島、（株）THE CENTRAL MARKET、
 （株）伊予鉄高島屋、三井物産流通グループ（株） 等

支援機関が連携して参画事業者に行う支援の内容

- ① 商品開発等のプロジェクトの実用化に向けた補助等の支援 【愛媛県】
- ② 商品開発やモニター試験について支援 【研究機関】
- ③ ローカルフードビジネスに関する研修会・ワークショップの開催、商品開発、マーケティングの専門家の派遣を実施【産業支援機関】

等

成果

- 忙しい現代人のニーズに応えるため、常温流通可能で栄養バランスに優れた加工食品を、プラットフォームの支援のもと開発



県内農林水産物を使い、栄養バランスを追求した
賞味期限が長いおにぎりとスープを開発

長野県の事例

- 長野県、研究機関、産業支援機関等の支援機関と農林業者、食品加工業者、流通・小売業者等の参画事業者によるプラットフォームを形成

プラットフォームにおける支援機関と参画事業者

事務局：(株)産直新聞社

プラットフォーム参画事業者数：228者（令和7年4月現在）

支援機関：

【地方公共団体】長野県、須坂市、千曲市、飯綱町 等

【研究機関】信州大学、伊那谷アグリノベーション推進機構、

(一社)浅間リサーチエクステンションセンター

【産業支援機関】(公財)長野県学校給食会 等

参画事業者：

【生産者】JA全農長野、JAみなみ信州、ジェイエー・アップル(株)

【食品加工業者】(株)マツザワ、寿高原食品(株)、柄木田製粉(株)

(株)セブン-イレブン・ジャパン 等

【流通・小売業者】(株)信州芽吹堂、R&Cながの青果 等

支援機関が連携して参画事業者に行う支援の内容

- ① アップサイクル商品開発等のプロジェクトの実用化に向けた補助等の支援 【長野県】
- ② リンゴの加工残渣のたい肥化にあたっての助言や技術シーズの組み合わせを支援 【研究機関】
- ③ ローカルフードビジネスに関する研修会・ワークショップの開催
商品開発、マーケティングの専門家の派遣を実施 【産業支援機関】

等

成果

- 生育過程で間引かれる摘果リンゴを活用し、アップサイクル型の新商品を、プラットフォームの支援のもと開発
- 県内のリンゴ産地に技術的なノウハウを提供することで、摘果リンゴの利用拡大を促進し、生産者の収益向上にも貢献



(株)マツザワの主力商品として、摘果リンゴ活用商品を展開

宮崎県の事例

- 宮崎県、金融機関、研究機関、産業支援機関等の支援機関と農林漁業者、食品加工業者、流通業者等の参画事業者によるプラットフォームを形成

プラットフォームにおける支援機関と参画事業者

事務局：（公財）宮崎県産業振興機構（みやざきフードビジネス相談ステーション）

プラットフォーム参画事業者数：286者（令和7年3月現在）

支援機関：

【地方公共団体】宮崎県

【金融機関】（株）宮崎銀行、宮崎信用農業組合連合会 等

【研究機関】宮崎県食品開発センター、（株）食品検査・研究機構

【産業支援機関】（公財）宮崎県産業振興機構 等

参画事業者：

【生産者】綾町自然生態系農業農力向上委員会（現：綾町有機農業研究会）、
みやざき地頭鶏事業協同組合

【運輸・流通業者】（株）宮交シティ、（株）ソラシディア 等

支援機関が連携して参画事業者に行う支援の内容

- ① 食品事業者や流通業者による新物流サービスへの補助 【宮崎県】
- ② ローカルフードビジネスの事業化・販路拡大に向けて資金面（出資・融資等）でのサポート及び販路開拓に向けた県内事業者とのマッチングを支援【金融機関】
- ③ ローカルフードビジネスに関する研修会・交流会の開催、食品事業者等向け相談窓口の設置・運営【産業支援機関】

等

成果

- 消費地から遠隔に位置する地理的条件に対応するため、新鮮な県内農産物・食品を宮崎県内の集荷拠点から空陸一貫輸送で、首都圏まで当日中に届ける新たな物流サービスを、プラットフォームの支援のもと創出



通常複数日必要な宮崎ー東京間の配送が当日中で可能に